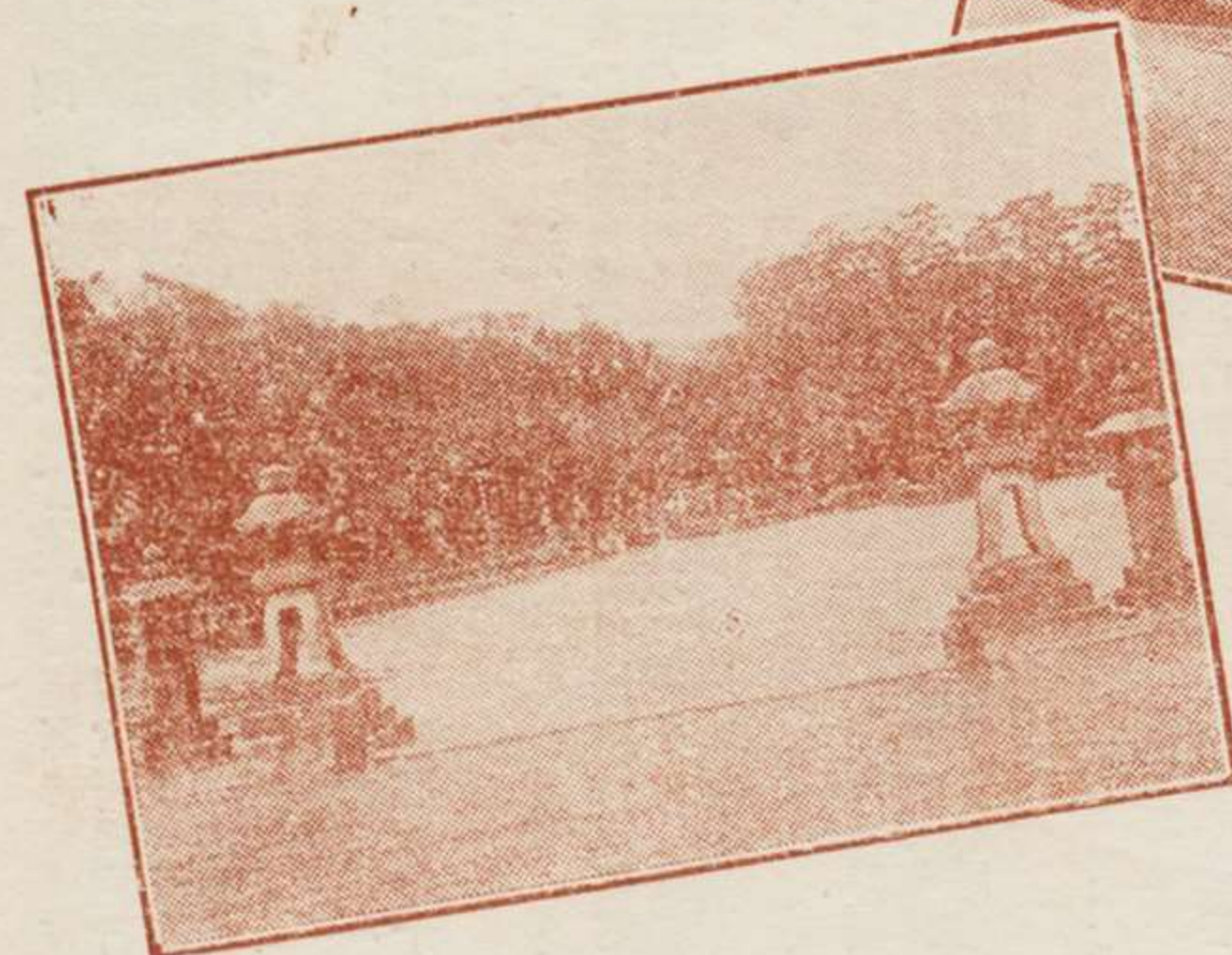
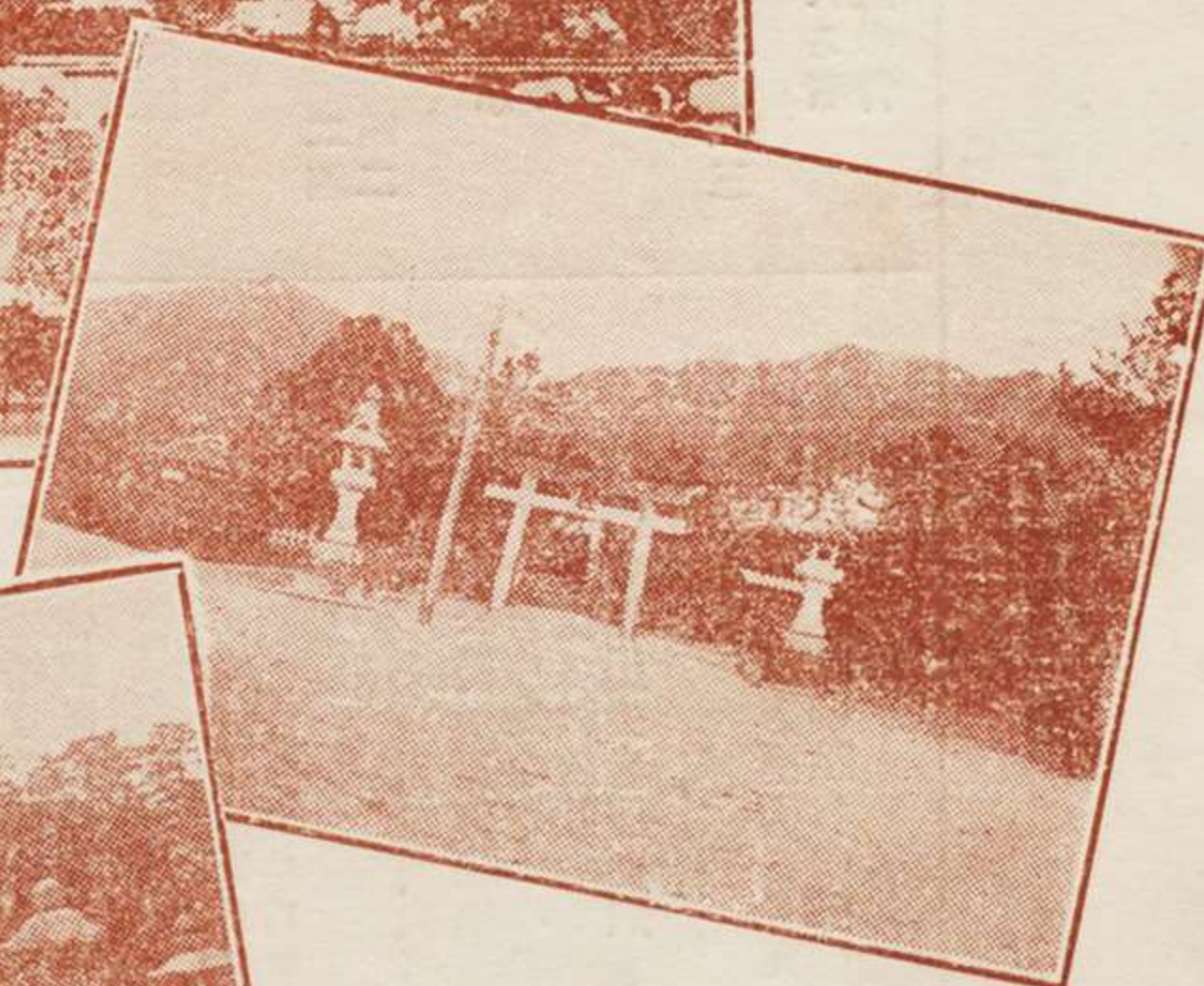
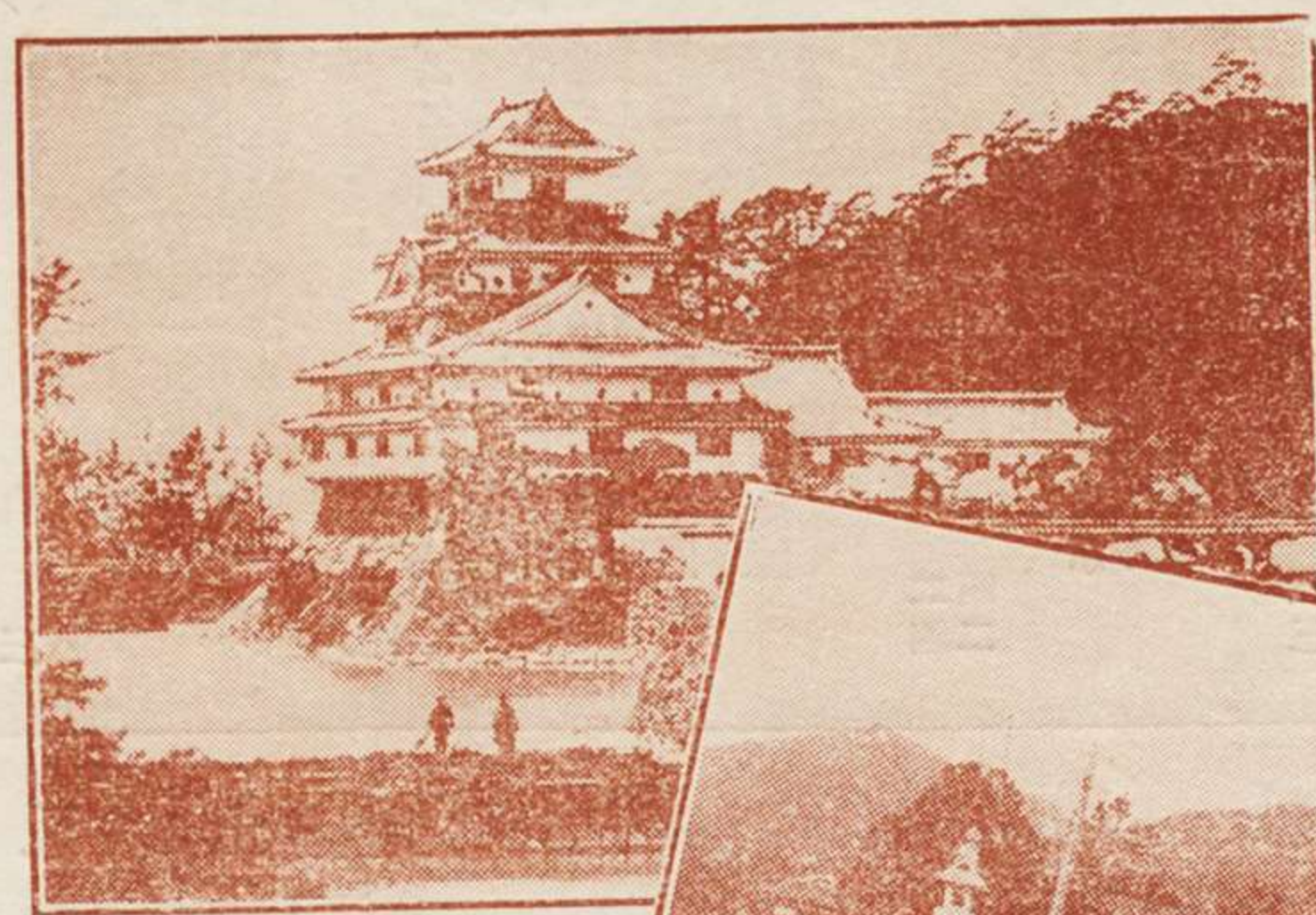


永田書館

報月萩

號三十三第



號月二十年五和昭

行發町萩縣口山

昭和五年十二月十三日印刷納本
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
昭和五年五月六日發行
(每月一回十五日發行)

第三十三號

目次

令旨、謹話	至	一
時事提唱	至	二
庶政	至	三
學事	至	八
産業	至	四
財政經濟	至	三

軍	至	四
通	至	八
土	至	五
社	至	六
衛生	至	七
人	至	四
雜	至	五

令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ
修養ニ須ツコト多シ諸子
能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒
ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協
力以テ所期ノ目的ヲ達成
スルニ勗メムコトヲ望ム

謹話

文部大臣 田中 隆三

今上天皇陛下 皇太子におはしまし時、長くも大正九年十一月令旨を賜ひ、國運進展のため青年の修養をお奨めになりました。爾來十年、外には世界大戦後の動搖あり、内には未曾有の大震災があり、國家多事でありましたが、全國の青年諸君は令旨を奉じて固く一致團結し、又心身を鍊り或は修學に或は習業に常に怠る所なく、機會あるごとに社會公共のために盡して居るの、實に頼もしい次第であります。尙内外の情勢と當今の世相とを察するに、内に於ては國本を固うし産業を振興して民生の幸福をもち、外に於ては國際協力の精神を發揮し人類平和の慶を共にする必要があるものであります。此の如き時代に當つて青年諸君の使命は甚だ重大であります。青年は實に次代の國家を負擔すべき人々であつて、青年の力がよく新しき時代を導き來ることは、明治維新の事實が鮮かに證明して居ります。諸君が令旨を奉じて忠孝の大道を守つて斷えず奮發努力するところに、國民精神は常に一新され、活氣を呈するに共に、國家の洋々たる前途を祝福し得るのであります。之に反して諸君が若し堅實剛健の風を失ひ輕薄惰弱に流れるならば、國家の將來は深憂に堪へないものであります。青年諸君。當年の東宮殿下は今や長くも大業を繼がせ給ひて萬機をみそなはし、日夜御勵精の趣は承るに畏多し、いものがございます。而して當代の青年に如何に御期待が篤いかは、行幸の折々に多くの青年を御親閱あらせられ、時には雨中長時の御賜閑さへありましたことなどによつても親ひ奉ることが出来るのであります。令旨奉戴十周年を記念するに當り、青年諸君が今後一層修養を努め、奮勵協力して聖旨に副ひ奉らんことを希望して止みません。

時事提唱

萩驛を分界とする長門線鐵道全通し一方萩線に在りても近く工事に著手せらるゝ筈となれり萩線の未著手區域は須佐町以西に於て第五第七の二工區あるのみ假に今後一箇年半にして其の工事を竣成するものとせば來る昭和七年六月を以て山陰線縱貫鐵道全部を連絡することとなり萩町も大に其の面目を一新し開府三百年以來に於ける勃興の萩を實現するの時期到來すべし今より之に處すべき劃策を回らし確實に其の使命を果すべく一段の努力を望むものなり

萩町に於て取扱ふ徵稅中國稅に屬する地租、所得稅及營業收益稅の納稅督勵に關しては從來萩稅務署員の幹旋努力に依り其の成績を持續したる所同署に於ては事務取扱上今後は等の幹旋を中止せらるゝものゝ如く果して然りとせば本町の納稅成績に一大缺陷を來すのみに止まらず町に於て取扱ふ國稅徵收額に對する交付金の收入にまで大影響を及ぼし町財政經理上憂慮に堪へざるに至るべし依りて此際一層愛町心の喚起に努められ萩稅務署の盡力如何に拘らず俱に共に納稅の成績を向上し率を以て萩町公共事務の進捗に意を注がれむことを切望す

吾萩町は明治二十二年町村制を施行せられて以來自治行政上數次の變革あり又最近萩町及椿東、椿、山田の各村を合併して現在の萩町を置かるゝ等其の沿革錯綜せるが爲之を記述したる自治制史なきを遺憾とし今回主として大正十二年四月一町三箇村合同の當時に遡り萩町の公共施設並自治行政事務中主要なる事項を網羅したる萩町自治行政一覽なる冊子を刊行し萩町會議員諸氏、萩町區長役場、萩町內學校圖書館其の他各種

團體に之を配付することゝせり其の掲載事項の如き固より不備脱漏の點少からず是等は他日再版の機會に於て之を更正増補することゝしたし就て省られむことを望む

庶般行政

●宮廷錄事

◎皇太后行啓 皇太后陛下は十一月三日午前十一時大宮御所御出門宮城へ行啓午後二時十五分還御あらせられたり

◎明治節宴會 十二月三日正午明治節宴會を催されたり

◎行幸 天皇陛下は十一月一日午前九時三十分御出門宮幣大社明治神宮鎮座十年祭執行に付同神宮へ行幸同十時二十分還幸あらせられたり

◎皇太宮行啓 皇太后陛下は十一月七日午後一時三十分大宮御所御出門東京慈惠會へ行啓あらせられたり

◎行幸 天皇陛下は十一月十一日午後二時御出門新

宿御苑に於ける觀菊會に行幸同四時十分還幸あらせられたり

◎御安著 天皇陛下は十一月十二日午前九時五分御發輦同九時十五分東京驛御發車午後四時五十分名古屋驛御著車同四時二十分行在所(名古屋偕行社)に御安著あらせられたり

◎御安著 天皇陛下は十一月十三日午前八時五十分分行在所御出門同九時五十分名古屋驛御發車午後四時五分岡山驛御著車同四時十二分大本營(岡山市後樂園)に御安著あらせられたり

◎演習御統裁並行幸 天皇陛下は十一月十四日午前八時四十三分大本營御出門同八時五十分岡山驛御發車同九時五十分福山驛御著車兩備鐵道に乗御同九時五十九分兩備福山驛御發車同十時二十二分兩備假驛御著車正戸山野外統監部に於て演習御統裁次で戰線御巡視午後一時五十五分兩備橫尾驛御

發車同二時五分兩備福山驛御著車福山市役所に行幸同二時四十五分福山驛御發車同三時五十分岡山驛御著車同三時五十七分大本營に還幸あらせられたり

◎天皇陛下は十一月十五日午前九時三十三分大本營御出門同九時四十分岡山驛御發車同十時十五分金光驛御著車八重野外統監部に於て演習御統裁同十一時五十五分金光驛御發車午後零時二十五分岡山驛御著車同零時三十三分大本營に還幸同三時大本營御出門飛行場(岡山練兵場)へ行幸同四時十三分大本營に還幸あらせられたり

◎演習御統裁 天皇陛下は十一月十六日午前六時四十三分大本營御出門同六時五十分岡山驛御發車同七時十三分稻荷驛御著車長良野外統監部に於て演習御統裁次で戰線御巡視畢て御講評場(高松農學校)に臨御、參謀總長をして講評せしめられ勅語を賜ひ午後三時四十二分稻荷驛御發車全四時五分岡山驛御著車全四時三十分大本營に還幸あらせられた◎觀兵式場賜饌場並御親閱場臨御 天皇陛下は十一月十七日午前九時十七分大本營御出門觀兵式場

(岡山練兵場)へ臨御同十一時三分大本營に還幸午後零時四十五分大本營御出門賜饌場(岡山市津島元騎兵第二十一聯隊跡)及御親閱場(清心女學校前廣場)へ臨御同二時大本營に還幸あらせられたり

◎行幸 天皇陛下は十一月十八日午前十時行在所(岡山市後樂園)御出門岡山縣廳へ行幸同十一時五十五分行在所に還幸あらせられたり

◎御親閱場臨御並御假泊 天皇陛下は十一月十九日午後零時四十八分行在所御出門御親閱場(岡山練兵場)へ臨御同一時五十分行在所に還幸同三時二十三分行在所御出門同三時三十分岡山驛御發車同四時二十分宇野驛御著車同四時五十分軍艦霧島に御乘艦宇野港外に於て御假泊あらせられたり

◎還幸 天皇陛下は十一月二十日午前八時三十分御假泊地(宇野港外)御發航御航海同二十一日午後一時三十分橫須賀軍港御入港御上陸同二時三十分橫須賀驛御發車同三時四十五分東京驛御著車同三時五十五分還幸あらせられたり

◎新嘗祭神嘉殿の儀 十一月二十三日新嘗祭神嘉殿

の儀を行はせらる

◎皇后宮行啓 皇后陛下は十一月十八日午前九時四十五分御出門大宮御所へ行啓午後四時二十分還御あらせられたり

◎昭和六年歌會始御題

十一月五日宮内省告示第三十六號を以て昭和六年歌會始御題左の如く仰出さる

社 頭 雪

但し詠進書式並に期限

詠進は一人一首とし昭和五年十二月十五日までに宮

内省御歌所に差出すべし

料紙は美濃紙堅詠草五つ折とす

◎昭和六年歌會始題者點者仰付

昭和五年十一月一日付官報を以て昭和六年歌會始題者點者左記の如く發表せられたり

御歌所長 子爵 入江 爲守

昭和六年歌會始題者點者被仰付

御歌所參候

香川 景之

全

根本 敦行

昭和六年歌會始奉行被仰付

◎帝國議會召集

帝國憲法第七條及第四十一條に依り本年十二月二十四日を以て帝國議會を東京に召集せらるゝ旨十一月十日詔書を以て發布せられたり

◎阿武郡町村長集會

十一月八日午前十一時より當町衙に於て阿武郡町村長集會を開催。左記事項を附議協定し午後二時閉會したり

一、縣下町村長會開催に關する件

一、全國町村長會主催昭和六年四月松江市に於ける自治資料展覽會の際優良なる資料出品の件

- 一、町村吏員徽章に關する件
- 一、近衛師團入營引卒に關する件
- 一、全國町村長會より報告の諸件
- 一、米穀價對策に關する件
- 一、町村公務員給料に關する件(次會迄保留)
- 一、小學校費の低減に關する件(全上)
- 一、耕地整理年賦償還金延納方請願の件
- 一、自作農維持資金年賦償還金延納方請願の件

●第拾壹回萩町會

十一月二十八日午後二時より第拾壹回萩町會を開會出席議員二十三名。左記事項を附議し何れも原案の通可決確定し午後四時過閉會したり

- 一、昭和五年度山口縣阿武郡萩町歳入歳出追加更正豫算の件
- 一、昭和五年度山口縣阿武郡萩町慈惠基金歳入歳出豫算の件
- 一、豫算外義務負擔を爲すの件
- 一、自昭和五年度至昭和十四年度萩町寄附金繼續年

- 期及支出方法の件
- 一、寄附受理の件(土地一件金員二件)
- 一、昭和五年度隨時徴収萩町特別稅戶數割賦課額決定の件

- 一、一時借入金を爲すの件
- 一、官有地無償讓渡申請の件
- 一、土地所有權取得の件
- 一、道路敷地買收の件
- 一、町有地讓渡の件
- 一、養殖牡蠣介處分に關する件

●叙任及辭令

- 第四驅逐隊機關長海軍機關少佐 木原 直孝
- 補天龍機關長 陸軍中將從四位勳二等功五級 森 壽
- 補第十九師團長 道府縣立感化院教諭 奈古屋登槌
- 陞して高等官四等を以て待遇せらる 從五位勳四等 永田 民也

- 從五位勳五等 大田 明治
- 叙正五位 新山 莊輔
- 正三位勳二等 授旭日重光章
- 正七位 山下 眞一
- 叙從六位 (以上萩町出身者)

●昭和五年度萩町陪審員候補者

本町内に於ける陪審員候補者名簿は十月一日より七日間關係者の縦覽に供し十一月六日午前十時より本廳樓上に於て萩町長に依り抽籤を執行。宇佐川久雄石井長一、瀧標之介の三氏立會し左記五十二名を決定せり

田中市郎、末岡周介、溝部乙治、川上宗一、安田留次郎、池上岩太郎、金國吉五郎、楊井吉兵衛、伊藤徹成、頓野多介、尾崎孫一、恩村政吉、田淵武彦、島龜萬彦、宇佐川久雄、中尾孫一、武藏谷

●十一月中發令の主要法規

●國の法規

- ◎十一月十一日鐵道省告示第三百號を以て輸出貨物運賃割戻規則の件公布
- ◎十一月十四日文部省告示第二百二十一號を以て小學校教科用圖書翻刻發行に關する規定に依り翻刻發行を許可する小學校教科用圖書中昭和六年度以降供給する圖書の臨時定價の件公布

◎十一月十五日農林省令第八號を以て引拔銃身の空氣銃に關する件公布

參照 昭和五年農林省令第七號は引拔銃身の空氣銃にして昭和六年一月十五日迄に地方長官（東京に在りては警視總監）より既製品たるの證明を受けたるものにては昭和八年四月十五日迄之を適用せず前項の規定に依り證明を受けたる空氣銃には其の銃床の部分に別記様式に依る烙印を押捺す附則

本令は公布の日より之を施行す

◎十一月二十七日文部省訓令第十六號を以て昭和三年文部省訓令第十八號學齡兒童就學獎勵規程中改正の件公布

縣の法規

◎十一月二十五日山口縣訓令第三十號を以て昭和四年八月山口縣令第七十五號河川取締規則第二十九條の規定に依る河川掃除に關する件令達

◎十一月二十七日山口縣令第五十六號を以て昭和四

年三月山口縣令第四十號穀物検査手数料徴収規則中改正の件公布

◎十一月二十八日山口縣告示第七百七十八號を以て昭和六年度吳鎮守府に於て徵募せらるべき海軍志願兵採用に關する件公布

萩町告示の主なるもの

一、昭和五年度陪審員候補者當籤者の件
一、小畑浦地先海面埋立地を其の字の區域に編入の件

一、衆議院議員選舉人名簿中修正の件

一、町會議員選舉人名簿に關し異議申立に對する決定の件

一、町會議決事項は件

一、船員職業紹介所へ紹介申込有効期間の件
一、軍馬購買施行の件

學事

令旨奉答の歌

(一)

日嗣の皇子のかしこき御言

我等がゆくてをさきはに照す

たふときみさとし胸に刻みて

夕に省み朝に勵み

掟てし目的共に果さむ

いざ共に果さむ

(二)

御國の榮譽擔ひて立てる

若人我等がつとめは重し

たふとき御諭高くかざして

日毎に新に日毎に進み

輝く歴史を共に飾らむ

いざ共に飾らむ

日本青年の歌

(一)

日出づるところ

沖の浪打ち寄する島

我等は繼げり
おゝ若人、わたつみ
きはひ立つころ
いざいざ日本を

(二)

日出づるところ

さきにほふ陸

若き日本を

うらゝかに開け

純く正しく

(三)

日出づるところ

われらは繼げり

おゝ若人、太陽

地の極み伸びよ

いざいざ日本を

若き日本を
盛り上げる力
剛く雄々しく

さくら花
われらは繼げり
おゝ若人、さくら
いさぎよく生きよ
いざいざ日本を

天つ日のまもりす國
若き日本を
天の限翔れ
明るく大きく

令旨奉戴十周年記念式

十一月二十二日午前九時三十分より萩町主催を以て

明倫小學校講堂に萩町内各男女青年團員を招集し令旨奉戴十周年記念式を舉行、東方遙拜、國歌合唱、令旨奉讀、令旨奉答の歌、町長の式辭、萩町聯合男女青年團長及寺島貴族院議員の祝辭後町長の發聲にて兩陛下の萬歳を三唱し午前十時閉式後、別項の通萩町聯合男女青年團の記念聯合總會を催せり

◎岡山市に於ける御親閱 參加者

十一月十九日岡山市に於ける御親閱に參加すべき山口縣立萩中學校、同高等女學校、萩町立萩商業學校の各最高學年生徒及萩町内青年訓練所生徒代表者并青年團員代表者は各關係職員に引率せられ十一月十七日午後〇時二十二分萩驛發の臨時列車にて出發十九日滞りなく御親閱を仰ぎ翌二十日午後五時十四分萩驛着の臨時列車にて歸萩したり

◎萩町男女聯合青年團記 念總會

職業に忠實なれ

椿女子青年團 水津 福子

◎明倫小學校保護者會

本校に於ては學校と家庭との連絡をはかる爲め十一月十八日を尋四以下十一月十九日を尋五以上となし二日間に亘り保護者會を開催せり兩日共午前九時より一時間授業參觀それより講堂に於て校長の懇談講話あり引續き各學級に於て擔當教員との懇談に移り午後隨時解散せるが保護者の出席は此の兩日を通し二千百五十名の多數に及べり斯く出席率の逐年増加しつつあるは全く一般保護者の教育に對する熱心の現れにして誠に喜ぶべき傾向なり

◎明倫小學校の松陰神社 社風起參拜

本校は兒童をして吉田松陰先生の人格を敬慕しその感銘を深からしめ精神的訓育を施す目的の下に従來春秋に於ける松陰神社例祭當日職員兒童の風起參拜

別項萩町主催の令旨奉戴十周年記念式に引續き男女青年團聯合總會を開催唱歌(日本青年の歌)明倫青年團員西山種雄君の東京市に於ける御親閱狀況、磯部越ヶ濱青年訓練所主事の岡山市に於ける御親閱狀況に付ての報告、左記團員の意見發表あり特に實質剛健の氣分を作興する爲市川萩町聯合在郷軍人分會長の詩吟に關する指導あり畢つて福田陸軍中將の發聲に依り萩町聯合男女青年團の萬歳を三唱し午前十一時五十分閉會したり

記

我等の力 明倫青年團 内田 茂
奮闘は青年の生命である

邁進一路に進め 椿東青年團 守永 勝義
現代青年の進むべき態度 越ヶ濱青年團 小野村安治

一鍬の力 椿青年團 村岡 繁
令旨奉戴十周年記念に當りての我等の覺悟 山田青年團 藤田 英夫

覗いて見た都會の女 木間青年團 西村 茂
明倫女子青年團 河村雪子

を實施しつつあり本年は十一月二十一日の秋季例祭に際し尋五以上の男女兒童全部を引率して午前六時半參拜夫れより誕生地に登り先生存命中に於ける時勢の推移その時代に處しての先生の活動信念等に就きて訓話をなし「志」の詩を朗誦してその靈氣に觸れ大いに浩然の氣を養ひ以て偉大なる力を兒童に感得せしめたり

◎明倫校に於ける井上 劍花坊氏の講話

明倫小學校職員一同は川柳界の權威者井上劍花坊氏歸萩の機を捉へ十一月十二日午後三時半より氏を聘し、町内學校職員及町内有志者と共に川柳に關する講話を聴取せり

◎明倫小學校に於ける童 話會並に活動寫眞觀覽

十一月二十七日午後二時半より本校講堂に於て尋三

◎明倫少年赤十字團より米國少年赤十字團へ發送品作成

名稱人形

(1) 想定
年 時 境
齡 代 遇
十 現 中
才 代 流
庭

(2) 衣服	
材	名
料	稱
帶	襦袢
金襴	肌ニ着ケタモノ
重衣	重衣
表	襦袢ノ上ノ衣
裏	(重ネヲ締メタモノ)
縮緬	
錦波小濱縮緬	

明倫女子青年團令旨奉
戴十周年記念奉讀式

越々濱小學校陸上競技會

(3) 人形ノ御土産
花菊花瓶

●明倫青訓生徒並に同青年
團員代表者御親閱に參加

明倫青年訓練所生徒島崎實明倫青年團第八支部吉村萬平の兩君は十一月十九日岡山市に於ける三縣下青年訓練所生徒青年團員の御親閲に際し同訓練所生徒並に同青年團員を代表し明倫青年團第一支部長西山種雄君は十一月三日宮城二重橋前に於ける全國青年團員の御親閲に阿武郡青年團員を代表してそれゝ參加の光榮に浴せり

◎明倫青年團令旨奉戴十周年記念式

明倫青年團は十一月十八日午後八時より萩町公會堂に於て十周年記念式を舉行せり副團長の開會の辭に次ぎ國歌合唱、令旨奉讀、奉答歌、團長告辭、金子

●明倫圖書館閱覽狀況

(昭和五年十一月分)

[illegible]

◎明倫圖書館新著圖書紹介

清原 貞雄著 武士道史十講
徳富猪一郎著 時代と女性

二荒 芳徳著 わが魂をかへりみて

菰田萬一郎著 思想と自己創造

野間 清治著 体験を語る

同
處世の道

岩崎 永著 映畫藝術史

中央公論社編 新版大東京案内

櫻井 忠溫著 土の上水の上

藤田 嗣治著 巴里の横顔

十一谷義三郎著 唐人お吉

レマルク著 西部戦線異状なし
 中里 介山著 大菩薩峠 自第一卷至第八卷
 鈴木三重吉著 かるたの王様
 近世日本國民史 孝明天皇初期世相篇
 十二月號雜誌 (キング、中央公論、現代、實業之
 日本、婦人世界、子供の科學、少女俱
 樂部)

學校教員山口友吉、愛媛縣西宇和郡双岩小學校長田
 中萬吉、大阪毎日新聞社員下村彌作、廣島縣御調郡
 吉和小學校校長赤石龍作、愛媛縣溫泉郡北條小學校長
 重信豐次郎、佐賀縣西松浦郡西山代第一小學校教員
 馬場眞一外三名、大阪毎日新聞記者須子清外二名、
 松山市藤原小學校校長清水龜九治外一名、茨城國民高
 等學校職員生徒四十八名

◎明倫小學校來校視察者

十一月中に於ける來校視察者左の如し
 山口高等商業學校生徒五名、大阪市立船場商業實務
 學校教員壺田倫夫、廣島縣安藝郡鹿島小學校長數佐
 正夫、廣島縣安藝郡倉橋小學校長丸山定治、廣島縣
 安藝郡尾立小學校長藤村秀男、東京高等師範學校教
 授佐々木秀一、新潟縣上川西小學校長丸山政義、新
 潟縣長倉小學校長内藤兼次、新潟縣黒條小學校教員
 能勢周吉、新潟縣中道小學校長青木伯、佐賀縣小城
 郡多久小學校教員平山孫太外三名、鐵道省參事官山
 本厚三外六名、衆議院議員村岡吾一、東京青山師範

◎玉江浦青年宿に就て

玉江浦の若者宿は田澤法學士の御前講演に依り畏く
 も天聽に達したる旨同氏より藤本町書記へ宛て左の
 通り通知ありたり
 拜啓其の後失禮いたしてゐます、扱て私事今回青年
 團に就て 陛下に御進講申上ぐ可き恩命に浴し恐縮
 の至りに存じましたが其の節昔の若者宿が現在まで
 立派に保存せられ、而かも珍らしく禁酒禁煙漁業に
 いそしみ風儀正しく非常の好成績を挙げ居れる實例
 として貴町玉江部落の「青年宿」のことを天聽に達し
 ました。お喜びを願ひたいと存じます町長にも又玉

江の青年團漁業組合學校長等にも貴下より可然御傳
 へを願ひ度いと存じます。

昭和五年十一月十三日

日本青年館にて

田澤義鋪

傳統の誇に輝く玉江 浦の青年宿

山口縣阿武郡萩町白水尋常高等小學校長

倉田晋七

「傳統の誇に輝く玉江浦の青年宿」と題する記事が、
 雑誌「青年」誌上に掲載せられたのは本年七月の事で
 あつた。これは大日本聯合青年團理事田澤義鋪氏が
 山口縣主催政治教育講習會講師として來町の際、町
 内の玉江浦區を視察してその紹介の筆を執られたも
 のである。殊に十一月十三日附、同氏より萩町社會
 課への來信に依れば、同氏が先般「青年團に就て」至
 尊の御前に進講せられた際玉江浦の青年宿に就いて
 も天聽に達せられた由で、洵に畏き極みである。

× × × × × × ×

長門峽で有名な、阿武川は、その下流で二つに分れ
 一は萩の舊城下の東を流れて松本川とよばれ、一は
 西南をめぐつて橋本川となり、北なる日本海にそそ
 いである。その橋本川の河口近き左岸一帯に玉江浦
 はあるのである。戸數約三百戸、部落を擧げて漁業
 に従事し、長さ四十尺以上の遠洋漁業船五十八隻（
 發動機船二十二、モーター船三十二、帆船四）長さ
 二十五尺乃至三十尺の沿海漁船二百七十餘隻（内モ
 ーター船二十）を有し、その漁獲高は一ケ年三十萬
 圓乃至四十萬圓に達してゐる。住民の氣風は純樸敦
 厚で、男子がよく漁業に出精するのみならず、婦人
 連が或は行商に或は勞働に勵み、頗る勤勉なのも世
 人の認むる所である。

× × × × × × ×

玉江浦の漁業者が三人乗五艘組の出漁隊を組織し、
 對州や五島沖合へ初めて遠洋出漁を開始したのは寶
 曆年間の事であると言はれてゐる。その後漁船漁具
 を改良し、新漁場の發見擴張に努め、現在では朝鮮
 沿海はもとより、北は關東州沖合より南は臺灣沖合
 にまで活動してゐる。殊に近年までは全部帆船であ

つたのが、最近に於て前記の如く殆ど機械船に變つたので、その結果は相當期待せられてゐる。

× × × × ×

部落の經濟狀態は、明治三十七年頃より日露戰後の四十年頃にかけて一時黃金時代を現出した。當時は沿岸・遠洋共に頗る豐漁で賣上も相當巨額に上つたものである。しかしその影響で一般に生活の緊張を失つた處へ、四十一、二年頃から不漁が相續き收入が激減したので反動的な不況に陥つた。にもかゝらず好況時代の情性が去らなかつた爲め、一時は拾數萬圓の負債をも生じて頗る疲弊したが、當局者の指導と人々の努力とに依つて、大正八、九年頃には辛うじて大部分の債務を完済するに至つた。ところが大正十年五月十七日部落内に大火災が起り、七十餘戸を全焼したので、困憊の狀言ふべからざるものがあつたが、これ等の試練と、火災の際に於ける、現金のみでも約二萬圓に達したるが如き、世間の同情に對する感激とは、大いに人々の自覺奮勵を促した。爾來勤儉力行の風を馴致して漸次家産を恢復し現在に於いては山田信用組合への預金のみでも拾數

萬圓に達して居る。(火災の際に於ける同情に對しては謝恩基金といふべきものを積立て、事ある毎に義捐を怠らない。)

× × × × ×

玉江浦が現在に於いて相當堅實な狀態に置かれてゐることは、住民の氣分の緊張にも依るけれども、亦その社會組織が與つて力あるもので、青年宿の如きもその組織の一部をなして居るわけである。便宜上組織の概要を表現して見ると次の通りである。

大船頭 (遠洋漁業者(廿五才以下(青年宿連中) 青年協行會員)(廿五才を超える者(船乗、船頭等))

先大船頭 沿岸漁業者 (遠洋漁業から引退の老人 青年宿へはいる前の子供)

(漁業組合役員)

●大船頭二名を置く制度は古くから行はれて今日に至つてゐる。選出の方法は選舉であつて近年までは船頭だけが選舉權を有してゐたが、今では全乗組員にまでそれが擴張せられてゐる。選舉せられるものは人格聲望共に備つた老練なる人物で、その任期は二ケ年、毎年八月十七日を以て一人を選

擧するから、最初の一年は副大船頭となり、次の

一年に初めて大船頭の正座に就くわけである。現在では兩大船頭は同時に萩町自治行政上の區長を兼ねるの制となり部落の最高權力を掌握して、漁業上の事は勿論、部落内のあらゆる事はその方寸に出づるのである。部落民はよく之に服従して輯睦の美風を現はしてゐる。

●先大船頭(退役大船頭)は現大船頭の顧問ともいふべき關係にあり、その大部分は漁業組合の役員となつてゐる。

●漁業組合の役員は規約に定むる所の事務を執ると共に、よく大船頭と連絡提携し、且、之を助けてゐる。

●遠洋漁業者はその全部が會員となつて青年協行會を組織してゐる。その機能は主として出漁先に於いて發揮されるのであつて、會長は現場に於ける大船頭代理ともいふべく、遠洋出漁者の總監督に當るのである。

●遠洋出漁者の中、廿五才以下のものは凡て青年宿に入つて訓練せられてゐるのであるが、この點に

ついては後に詳記する。

●廿五歳を超ゆるものは船乗の資格を得て宿を出るのである。そして或る者はなほ平乗組員として、或る者は船乗として、進んでは船頭となつて活躍するわけである。(船頭は凡てその船の船主である。)

●沿岸漁業に従事する者は主として遠洋漁業から引退した老人や、まだ青年宿に入らぬ十四、五才の少年である。

組織の概要は右の通りであるが、現在に於いてはそれ／＼職分に從つて有意義に活動してゐる。

× × × × ×

以上を背景として青年宿について記して見たい。玉江浦は上組、中間組、角屋組、下組の四組に分れてゐるが、その各組に各一つづつの青年宿がある。長い船溜に沿つて散在する四つの木造瓦葺平家建の建物がすぐそれと知られる。建物の大さは十二坪乃至十八坪、廣い板の間には作業用具、わづかの土間には簡単な炊事の設備、押入れには寢具、壁には名札や心得書、いろ／＼の額なども掲げられてゐる。

この宿こそ二百年の昔から連綿と續いて居る青年の合宿所であつて、この部落の青年で苟くも漁業に従事するものは、家格其の他を問はず、廿五才までは必ずこの宿にはいらなければならぬ。そして出漁期間以外は凡てこの宿で起居し、食事以外には自宅に歸られない定めである。

在宿青年の待遇は徹底的に平等で、親の地位名望等は全然顧慮せられない。殊に朝鮮人の子弟も少くないが毫も差別的の事象なく、眞に完全な融和の實を擧げてゐる。宿の役員は宿頭以下（心得書一例の末尾参照）凡て所屬青年の選舉によつてきまる。其の外に各組の戸主全部が、それ／＼その組の宿の親爺と稱する監督者二名をおとなの中から選舉する。青年達は宿頭や親爺から漁具の修繕、其の他漁業に關する各種の作業をこゝで教はり、漁業者としての訓練を充分に受けることになつてゐる。なほこの様に不斷青年を結束しておくことは、非常時に際して敏速なる行動を期待する意味も含まれてゐるのである。

宿の經費は其の組毎の共有金（漁獲純益の千分の二

十を積立つ）を以て支辨する。

各宿には在宿者心得が定められてゐるが、いづれの宿のも大同小異であるから、一例として角屋組のを掲げておく。

◎在宿者心得

- 一、本宿の目的は義務教育を終りたる男子中漁業に従事する者にして、漁業上必要な漁具の製作及び漁具の使用法其の他を練習せしむるを以て目的とす。
- 一、入宿者は親主若くは長者の命に背かざること
- 一、自分にて出來得るものは自分にて作り無益の物品を買ひ入れざること
- 一、年長者は猥りに年下の者を使はざること
- 一、在宿者中満二十歳以下の者は禁煙のこと
- 一、夜間遅くまで遊び他家の安眠を妨害せぬこと
- 一、有罪者あるときは親主と相談の上船頭に申し出だ退宿せしむること
- 一、當宿は満二十五歳以上に達し退宿すること
- 一、連中内に於て成績良好の者は模範として連中よ

り相當の賞品を與ふること

一、秩序を守り禮儀を正しくし他人に迷惑を懸けぬこと

一、朝早起きすべきこと

一、内務取締は宿内の諸物品を一個たり其破損せざるやう注意し若し諸物品を猥りに取出し破損したるときは自作せしむること

一、外務取締は宿外の事一般につき注意し船の据へ卸しの諸物品にして破損したるときは宿頭と相談の上新調すること

會計二人 内務取締三人 外務取締二人 青年協行會役員二人 青年訓練係一人

現在、各宿の在宿者は、上組五十四名、中間組二十名、角屋組三十四名、下組四十名、計百五十名でその中、二十才以下の六十五名は玉江浦特別班として歸浦毎に青年訓練を受け、七〇パーセント内外の出席率を示してゐる。又各宿には雑誌圖書等を備付

× × × × × × × ×

けて閱覽せしめ、一月と八月とには青年總會を開いて適當な講演を聴かしむるが如き施設が行はれてゐる。なほ在宿者全部は山田青年團玉江浦支部團員なので支部長を置いて本團との連絡を計つてゐる。在宿者の風紀はよく維持せられて、出漁先に於いても料理屋其の他如何はしき場所に入出するものは絶無ださうである。就中、二十才以下の者には禁酒禁煙がよく勵行せられてゐる。これら青年の節制努力の裡には、船頭になりたい、殊に一生一度は大船頭になりたいといふ希望が強く働いてゐるのださうである。

この青年たちの一年間に於ける最大の楽しみは、辨天様のお祭りの時の「オシクラゴウ」といふ大競漕會である。四つの宿から、現船頭と艫乗とに依つて各七人の選手が選拔せられ（力量だけではいけない、人物といふ點を大いに加味して選ぶ）白、黒、赤、黄の色分けて、五丁櫓の和船が往復三里の海上を競漕する。漕手は五人だがその外の一人は赤入模様黒標の襦袢をつけて采配を振り、一人は板を叩いて拍

子を取る。この競漕は毎年六月二日に行はれるが、翌三日には將來正選手になる様な若連中が、辨天様の神輿を奉じた船や供奉船を四隻の競漕船で曳いて三里の海上にある網代を廻ることになつてゐる。この「オシクラゴウ」は單に青年のみならず、部落全体の最も楽しい行事である事は勿論である。この行事の起原は詳かでないが、藩公の上覧に供したといふ言傳もあるから、かなり古くから行はれてゐた事と思はれる。

最後に是等の青年が遠洋出漁の利益を如何に分配せられてゐるかを記して置かう。

玉江浦に於いては從來より漁具、餌料、食費等全部各自持寄りで、船頭は其の上に船を提供するだけである。而して利益の分配は、純益から部落の必要経費（全部落へ千分の八十、組内へ千分の二十）等を引去つて、其餘りを船頭と各乗組員（五名又は六名）が頭割りに等分するの定めである。ただ船頭即ち船主はその所有船に對するわけまへとして、發動機船には二人分、モーター船には一人七分、帆船に

は九分八厘を加算せらるゝに過ぎない。のみならず青年に對してはその特別の勞を稿らふの意味を以てかへつて分配を増加せられる場合が少くない。乃ち勞力と各自の出資に對しては、十七、八の青年も船頭も全然同一の分配を受ける事となるのである（時には青年の方がかへつて多い）その金額は船により漁期によつて一定しないが、大体第一期（一月―六月）第二期（九月―十二月）を合せて一人貳百數十圓不漁と雖も百八、九拾圓を下らず、豐漁の際は小學校卒業後始めて出漁した青年が第一期のみで、四百圓を得た例もある。しかして、出漁中に於いて青年に對する立替金等があつた場合には決して差引勘定とせず、歸浦後一旦現金で之を返附せしめ、その上で計算分配を行ふ定めになつてゐる。これは青年の使つた金を有耶無耶にせず、親元にはつきり知らしめる爲めださうである。

以上玉江浦の青年宿及びこれに關聯する事項に就いて略述したが、是等の資料を得るに就いては、元山田村長大田民藏氏及び現漁業組合理事柳敬之助氏に負ふ所が多かつた事を附記して擧筆する。（昭和五

年十一月廿五日）

●鮮滿旅行記（其ノ三）

萩中學校長 河内才三

◎樂浪の古蹟。

衛滿の朝鮮は三代八十六年にして漢の武帝に亡ぼされたのである。時恰も漢の武帝元封三年で、武帝は衛氏の朝鮮故地及び附近の地方を併合して漢の直轄領土とし、樂浪郡（今の平安南北、黃海、京畿）外三郡を置いた。右四郡の内樂浪郡のみは長く漢の民族の勢力範圍内にあつた。

四百餘年と云ふ長い年月、樂浪の領土は漢、魏、晋等の國から太守、縣長、將軍等を置き統治させたから、漢民族が續々移住して來ると同時に、母國の文化を移入し、半島の一角に平和な小支那國を現出させ、四隣の民族にまで影響を及ぼした譯である。

樂浪郡の治址は、從來から平壤と云ひ傳へて、其參考材料となる遺物遺蹟に就いては、誰も考へて居なかつたが、明治四十二年に工學博士關野貞氏が平

壤府外の土城里、石岩里、貞柏里等にある遺物や古蹟を發掘し、始めて樂浪郡時代の遺蹟であることを發見したのである。是が第一回の調査である。

又大正二年に關野博士一行は再び平壤附近を調査した。其の時一行中の今西、谷井の兩氏が大同江の下流（平壤より約一里半）の地點、今の土城里が樂浪郡治址なることを確定したのである。

此の土城里は大同江の南岸にある丘陵の傾斜地に位し、現部落の西北方に當り、東西が六町半、南北が五町半位の處を土築城壁を以て圍んでゐる。此城内から考古學研究の貴重なる材料が多數發見された皆漢時代の様式で、中でも特に珍らしい物は、瓦面に「樂浪禮官」「大晉元康」「千秋萬歲」「樂浪富貴」「萬歲」等の文字や、蕨手文様、篆書の陽刻があつたし、又埴には後漢の興平と年號を表はしたものや、銀色や灰褐色の建物用の埴が出たし、其上「樂浪太守章」や樂浪郡の「誨郡縣長印」の封泥が發見されたのである。

此の外にも多數の古錢や銅鏡や、鑄型や玉珠及び陶器等の遺物が出たし、又城内の東北の中央には官

衙の跡と見えて、礎石や建築用の磚瓦や陶器が出た以上の遺物遺跡に就いて考ふれば、此の地は樂浪時代の治址であつたことが學界に承認せられた。

土城里を中心とせる樂浪時代の古墳は完全なものが一千三百餘基にも達し、累々として散在して居る何れも皆同様漢式の古墳である。これ等古墳から發見された遺物の中には極めて贅澤な優秀な貴重品、精巧美麗目を驚かす計りのものがあつて、當時の文化の程度が首肯される。

これ等古墳で最も有名なものが、樂浪五官椽王君の墓で、大正十四年東京帝國大學の原田淑人氏一行が發掘調査したものである。

此古墳は約二千年前、後漢の建武年間に埋葬した木槨の古墳で、少々腐敗して居つたが、殆ど完全に舊態が保存され、他に比類のないものである。發掘した珍奇貴重品の、東京帝國大學に保存されて居る。其當時東京で、吾輩は實際に此等の珍奇貴重品の發掘物を見たり、又其講演を聴いたりする機會を得たので、態々單獨で自動車を買ひ、此古城里古墳の見學に行つた次第で、實に益する所が多かつた。

椽王外一基の古墳は木棺、木槨が元の通りに安置され、玄室も元の如く上には土が原形のままに堆く盛られて、セメントのコンクリートをして扉をつけ、一般の考古學や、史學の研究者に見せる様に保存されて居る。

樂浪の時代の發掘物は、平壤中學校、平壤博物館、京城大學等に保存されて居る。

○新義州と安東。

新義州、こゝから鴨綠江對岸の安東へは約一里で釜山を去る五百九十哩、京城を去ること三百十哩、こゝ數分で外國の土地に入るのである。「朝鮮と支那との界の鴨綠江、十字に開けば真帆片帆、行き交ふデヤンクの賑はしさ」といふ俗語の情趣は夜間の爲め明かに觀ることが出来なかつた。延長三千九十八呎の鴨綠江の鐵橋を汽車が通過するのに約三分かつて、安東驛に着いた。此處で税關の檢査を受け時計を遅らすこと一時間、愈々異國の人となつた。

朝鮮事情

○内地人の鮮人虐待

であらう。鮮人が内地で力役に働く様に耕作をさせたら、滿更見込がないでもなからう。

○内地人の差別待遇。

鮮人は内地人全様に容易に中等學校にも入學が出来ない。學校を卒業して就職しても、内地人とは待遇が餘程相違して居る。斯る差別的待遇を撤廢しなければ、日鮮融和は覺束ない。内地人は鮮人を見ると悉く不逞扱にして居る。

○鮮人の智識。

鮮人の普通學校も増加し、青少年の教育が普及され、鮮人の智識も近來非常に發達して來たが、多數を占むる成人に至りては全く無智無能で呆れる程だ種痘を厭がる。養蠶の利益を話されて桑苗の配布を受ければ、鮮人は之を畑に植ゑないで、溫突に燃して了ふ。穀種の配布を受けると、直に食つてしまふ。過燐酸肥料の効能を説き聽かせても一向分らない。日本人の考と實際とは、大なる隔りがある。だから種々な施設改良を圖るにも、朝鮮的に考へなければならぬ。内地の小學校の一二年の兒童に向つて遣るやうにしなければ無駄だ。

内地人は昔から朝鮮人を虐待する風があつて、特に併合後は恰も征服者が被征服者に對するが如く、非常な壓迫を加へた。言語習慣の相違から來ることであらうが、特に内地から移住の勞働者は、實に御話にならな程の亂暴をしたものらしい。朝鮮人は一般に不潔だから、内地人の商店に買物に行くと、犬猫同様な取扱をされる。これは鮮人の憤慨するところ、近來は朝鮮人も大に自覺して來て、不法な事をされると、結束して却て對抗的態度を採る様になつた。

○鮮人の土地。

鮮人所有の土地は例の頽廢氣分だから、荒廢する一方で、生活に困つて大概は東拓會社に買収される會社の地面は内地の移住者のみで小作をして居る。だから鮮人で頼るべきものがない者は、内地や北滿や、西伯利亞方面に出稼ぎする様になつた。關釜汽船に連絡する下關驛發午前十時十分二三等急行の汽車で、内地に入り來る鮮人の數が近來夥しいのは、何人も驚く所である。だから内鮮人の別なく、機會均等に東拓の土地を貸與して遣つたら、鮮人も喜ぶ

○内鮮風習の相異。

僅か内地とは一衣帯水の地でも、全種全根の民族でも、有史以前から交渉を重ねて、齊しく東亞の文化に育まれて居ても、相當に風俗習慣が違つて居る同族の團結、親子の關係、男女の別、婚儀葬禮の典禮、長幼の序、流石儒教の本場だけあつて、日本より餘程やかましい。特に男女の別、墳墓を大切にすることは、内地人として其風習を尊重して遺らなければならぬ。

○一視同仁。

然るに無暗に鮮人の風習を無視したり、鮮人に壓迫を加へたり、虐待したりするから、窮鼠猫を咬むので、表面極めて穏かなやうでも、終には所謂民衆運動を起し、面大會、郡民大會を開き、群衆の勢力により、これを解決せんとするのである。

如何に彼等に文化の恩恵に浴せさせやうとしても彼等には彼等に民族的精神が尙残つて居るから彼等の中には「異民族より受くる善政よりも、自國民族よりの惡政を忍ぶ」と云ふやうな考を以て居る者が相當あるのである。

今後朝鮮の統治も仲々複雑を極むるであらうが、要するに教育の力に依り、民意を向上せしめ、彼等に自覺を與へ、一視同仁、吾等今様日本人臣民としての溫情を以て、彼等を指導誘掖する外はあるまい

(日本人口六〇、五二二、〇〇〇)
(朝鮮人 一九、五二三、〇〇〇)

(以下次號)

産業

●昭和五年米第二回豫想收穫高

十一月十五日官報を以て昭和五年米第二回豫想收穫高を發表したるもの、内本縣の分左の如し

●豫想收穫高一、四六一、五二〇石 ●第一回豫想收穫高に比し七九、五二〇石減 ●前年收穫高に比し五一、三三四石増 ●前五ヶ年平均收穫高に比し三一、五二四石増

●穀物検査手数料改正

十一月二十七日山口縣令第五十六號を以て昭和四年三月山口縣令第四十號穀物検査手数料徴收規則中左の通り改正し昭和五年十二月一日より之を施行せらる

第一條第一項第一號生産検査手数料を左の如く改正

玄米壹俵に付 金壹錢五厘

但し受檢俵數奇數なるときは其の壹俵に限り金貳錢

●輸入種牡牛

阿武郡産牛畜産組合の負擔三千圓國及縣の獎勵費三千圓合計金六千圓を以て購入し本郡大井村に繋留せる無角牛の系統其の他左の如し

- 一、種 類 アバデインアンガス種
- 一、名 號 レームスオブバリンダロッホ號
- 一、生年月日 昭和三年五月十七日
- 一、毛色及特徴 黒毛、面旋下、眉旋欠、背旋欠、

肩旋前

一、産 地 英國

一、測 尺 左表ノ通り

測定時	体 高		重 胸	圍 体長	胸 巾	胸 深
	前	後				
昭和五年十一月十日	四四四、五	四四〇、〇〇	七五、五	五三、九〇	二、六三	

●儲かる副業 (二)

――未來の多い美術籠――

愛玩半ば實用半ばの花籠、生花筒、文庫籠、みだれ籠などは台所の實用籠を少しく形を變へ色を帶ばしめて風趣氣品を添へ半ば實用的半ば愛玩用に供されるに至つたからして竹細工品が實用一点張りから漸く美術工藝品の仲間入りが出来かゝつて來たのです。着色には色々あるが一般的に黒銅色に光澤づけられ粹な滋味に枯れた味を示すものが多く家庭日用品中には是非加へたい一つとなつて參りました。今より三百年程前天正年間に溫泉で有名な兵庫縣有馬附近の住民が地方産のオカメザサを以つて水注き

を製作し當時の人氣に投じたことがあり、爾來有馬温泉を中心に種々雑多な竹細工品が試作されるに至りやがて花器、タバコ盆などの愛玩品が盛んに作られる様になりました。丁度徳川氏の末期大阪の某商人がこれに目をつけ長崎地方に持ち出して販賣して居た所當時唯一の貿易商であつたオランダ人がこれを賞用するので僭かに彼の國へ輸出しました。これが竹細工品にして外國貿易の起つた最初のもので、歐洲大戰後これ等輸出花器類も一進一退を來して居りますがその代り内地方面に行き亘るやうになつた爲め現在でも有馬地方だけの年産額は四、五十萬圓に達し少しも衰へてはゐません。

神奈川縣では一般實用品を抜きにして最初から花籠や輸出向きの旗竿及びスツッキの生産を奨励した爲め兩者共逐年發達しつゝあります。

別府の竹細工は元來愛媛縣から移つて來たもので明治初年彼地から移住した人達が家庭の副業として實用的のもののみ僅かばかり店頭に出してゐたもので、それが漸次浩客の目を惹くに至り土産物とされる様になりましたが勿論その頃は台所向の極めて幼稚

な物ばかりでした。

その後浩客の要求に刺戟され品種は改良され技術は進歩し温泉特有の郷土色を収入れることが研究されて各方面に進出しました。から忽ち頭角を現はしやがて多種多様の美術品が考案され現在では其の數三千優良品においては元祖愛媛縣を遙かに凌駕する確固たる地歩を占むるやうになりました。

千種萬態の特産竹細工を如何にして捌くかと申しますと産額の四割即ち四拾萬圓は別府温泉だけの土産品として消化されますから羨ましい話。縣外には京阪神を主として東京、横濱、名古屋方面、海外にも幾分搬出され其の総額百萬圓に達する盛況ぶりです。

材料はすべて全縣下に仰いでゐますが一部を宮城縣から買入れます。現在別府市内には拾數の專業工場があり従業者は專業一千餘名、副業二百名に達しむしろ家庭工業として專業的に固定して居ます。

――風雅な竹すだれの色々――

美術竹細工品で見逃がされないものに竹の簾があります。數ある竹細工品の中でこれ等は主要な位置を占める部類でしやうが産地はいまだ多からず大阪、京

都を主産地とし他は群馬、兵庫、三重、愛知、熊本大分、香川、福井等であります。

主産地大阪では府下南河内郡長野町を中心に明治二十五年頃から編簾の製造盛んに行はれそれが漸次改良發達し最近では高尚美麗な蒔繪簾が現れ意匠登錄までされる様になりました。其の販路は急に擴張され東京市を中心に關東一帯から北海道邊まで行きわたる外貿易者の手を経て多數海外に輸出され年産廿五萬圓に達する盛況振りを示すに至りました。

種類としては座敷簾(皮製、身製)日覆用簾その他漁夫用等で農作の傍ら農閑期を利用して造られますが副業として最適といはれます。

原料は主として六寸竹以上で原料の購入先は大阪府下を主とし不足の分を紀州、大和、京都、中國、九州地方より購入して居ます。簾の販賣方面ですが大阪の例を取れば大体左の様に分れます。

△小口取引(六月以後夏期に行ふ) △卸賣(地方問屋又販賣業者に卸賣するものは二月から六月迄の間に取引する) △注文に依るもの(需要期に入ると各地の問屋に製品を送つてその注文に依り直接卸賣する)

捌け率は座敷用簾は京阪地方に五割東京方面に二割其の他へ三割となつて居ます。日覆用簾は大部分外國向きで北米、印度、歐洲地方に多數輸出されて居ます。萩町に於ても之が製造を爲すべく目下工場建築中で遠からず製作を開始さるゝことと思ひます。今迄簾に使ふヒゴは手工で以て一本々々扱ひで居ましたのを本年春ヒゴの製造機械が發明され專賣特許になつて居ます。能率は手工の約二十倍で且つ出來上りは手工よりも優良なりと評され先進地製造家の垂涎的となつて居ますが目下の處此の機械を据へ付くる所は三河と台灣と萩との三ヶ所のみとし製品統制上他へは賣らない事になつて居ます。

そこで萩町に於ても此の事業は地方的資源の開發上是非成功したいと念じて居ます。

――釣竿のボロイ儲――

年々生活が複雑化するに従つて釣の三昧境に慰安を求めてゆくのが現代人の傾向となり都僻を選ばず老若を問はず逐年盛んになりつゝあります。そして釣は道樂の一種であると云はれる程に竿を愛玩する傾向が多分にあつて一竿數拾圓のものを數本

所持して天晴れ太公望を極めこむ人が澤山あり恵まれた竹細工の一つと云はねばなりません。釣竿の製作地は全国的に盛んでなく現在のところ埼玉、滋賀、京都が主で愛媛、鹿児島、沖縄がこれに次ぎ其の産額数百万本で内百萬本以上輸出されて居ます。

埼玉縣下では北足立郡青木村が代表的に盛んであつて全村だけの年産額は五十萬本約貳萬圓に達してゐます。

さて釣竿の實際工程ですがこれは主産地埼玉縣下の實例に基き調べます。

▼原料―釣竿の原料は布袋竹、苦竹、淡竹、篠竹、矢竹、紫竹等品種が豊富ですが中でも淡竹が優良です。しかし材料供給上苦竹が主に使用されて居るやうです。

▼準備―竹の伐採期は十月または十一月が最適で布袋竹は上竿なら三年以上のものは並竿は新子を用ひ苦竹は新子又は二年産篠竹は輕きを喜ぶため新子を用ひます。伐採後は枝を除き鋸で芽を直し布袋竹、苦竹は油を抜き篠竹は水晒しをせねばなりません。

油抜き水直しの方法は次の通りです。

▼油抜き―竹材をコークスの爐の上邊に溝を設けた上で炙りながら雜巾で油をふき取ります。

この際注意すべきは油の乾いた直後まだ熱のある間に矯めぬと割れる恐れがあります。

▼水晒し―粗穀と川砂を混じたもので竹材を晒しながら磨き水洗ひして乾燥します。(長方形の箱を用う。)

▼仕上げ―最後に出荷前再度火に炙り一本宛矯めします。寸法は五尺から十二尺直径二分から一寸までが標準です。

次に一日の工程は

△芽挽き(布袋竹なら三百本、若竹四百本、篠竹三百本) △油抜き(各種一千本) 水晒し(各種一千本) 矯正(五尺物二百本十尺物以上九十本)

釣竿の値段は個々に亘つて一定しません。が釣師としては相當腕が現はれ材料、品種もよければ一本二、三圓から十圓台美術裝飾を施せるものは數十圓に達するものもあります。

―各種竹材の利用―

最後に竹細工に着手する人の是非知つて置かねばならぬ事柄があります。それは竹材の品種に依つて作品も違ふと云ふつまり如何なる製作品に如何なる竹材を利用するかに付述べます。

△苦竹(まだけ)丸のまゝ用ふるもの

△皮面の光澤を主に利用するもの

輸出向家具(書棚、茶棚、鏡臺、花臺)飾棚、狀差灰吹、扇掛、机、洋燈臺、小刀鞘

△皮面の深綠色を利用するもの

能手の柄、正月の飾り竹、柱

△輕き弾力性を有するもの

矢來、旗竿、釣竿、傘柄、杖

△輕くて負擔力の豊富なるを利用するもの

竹梯子、屋根タルキ、物干竿、蠶座、滑り竹

△穴孔を主として利用するもの

洞簫、ポンプ用水管、篋、火吹竹

△節の隔壁を主に利用するもの

茶ひしやく、茶入、酒筒、花入、花托、杯台、徳利袴、巻紙入、巻煙草入、矢立、茶碗筒

△根元又は根を主に利用するもの

△印材、灰吹台、釜敷、時計台、鞭、尺八、吸物椀

(挽物)

△肌理堅緻彫刻して利用するもの

筆立、煙草筒、ステッキ

△同上分割して用ふるもの

△柔軟灣曲性を利用するもの

桶樽のタガ、籠、笊、篩、花籠、竹繩、俵漏斗、行李緑心

△分割性を利用するもの

さゝら、簾、提灯骨、團扇骨、すきぐし、箸、串壁下地、簍竹

△弾力性を利用するもの

弓、シンシ、齒ブラシ

△内節の強さを主に利用するもの

傘類

△皮面の光澤を主に利用するもの

建仁寺垣、新聞はさみ、短冊掛、折釘等

△堅韌性を利用するもの

へら、唐紙切、ナイフ、フォーク、スプーン、湯

の子さじ、竹刀、蓄音器ピン

- △伸展屈曲性を利用するもの
 - 下駄表、塗器、板物木地、水さし、茶しやく、煙草盆其の他
- 右の通り苦竹の利用範圍は頗る廣汎で竹材中での首位を占めてゐますとしてこの竹材は最も豊富で至る處にて産出されます
- ▼めだけ丸竹のまま用ふるもの
- △節平滑節間長きを利用するもの
- 晒竹、一名清水、茶室のヒサシ廻り、簀の子、筆軸、班竹模擬材
- △弾力性を主に利用するもの
- 釣竿、物干竿、釣瓶竿其の他
- △節間長く空洞を利用するもの
- 篠笛、能管、明笛、玩具笛類
- ▼全上分割して用ふるもの
- △節低く節間長きもの
- すだれ、翠簾
- △強靱彎曲兩性を利用するもの
- 箬、目籠、花籠、竹行李等
- △分割性を主とするものは

- 團扇骨、提灯骨、壁下地
- △杭壓の強きを主とするもの
- △屋根葺用竹釘
- ▼孟宗竹苦竹に次いで利用範圍の大きい竹材で先づ丸竹のまゝ用ひらるゝもの
- △幹太を利用するもの(床柱、花筒)
- △全上綠色を利用するもの(葬儀用花立)
- △全上肉厚きを利用するものは根及び根元の節短き部分(茶筒、急須、建水)材質軟きものは(筆立)節の隔壁は(茶托、巻煙草入、茶入、茶入、茶壺、酒筒、煙草入)熨工して用ふるものは(コップ、茶碗、吸物碗)
- △枝の密生を利用するもの
- 海苔粗朶(竹穂垣、箒)
- △肉厚く弾力性のもの
- △人力車の母呂骨、提灯骨、團扇骨其の他)
- △彎曲性
- △籠行李の縁、箕
- △肉厚きもの(へら、竹胴)
- △伸展屈曲性のもの(のし盆、杓子)

- △分割性のもの(塗箸、串、匙)
- △肉節の強きもの(傘、苦竹代用)
- ▼くろちく

- △皮面紫黒色で光澤あるは
 - (天井棹縁、竹縁、釣竿、傘柄、杖、提灯柄、箒柄、筆軸、輸出向竹製家具類)
 - ▼淡竹(はちく)丸竹のまゝ用ふるもの
 - △節低く水平で外觀の美なるもの(晒竹、押縁、窓竹、家具類)
 - △根元の利用(尺八、杖、傘の柄、印材)
 - △枝の密生(竹穂垣、箒)
 - △節の隔壁は(掛物箱、茶室筒)
 - ▼全上分割して用ふるものは
 - △柔軟彎曲のもの(籠類、箒類、花瓶類)
 - △細割性のもの(さら、提灯骨、團扇骨、簾、塗箸等)
 - △弾力性のもの(團扇、弓等に)
- 以上の通り竹の利用は廣汎に亘つてゐます此の有利なる材料を多く産する當地方としては今少し利用の道を開き度いものです(未完)

◎満鮮を視察したる概要報告

越ヶ濱漁業組合長 井町 松三郎
十一月十一日出途に就き滿鮮の漁況を視察したる
同氏の概要報告を左の如く掲載す

●視察の動機

眼を開いて我國漁民の狀態を見れば彼の機船底曳網の進出拔扈して以來狹隘なる漁場に於ては常に激甚なる競争を續け魚族は蕃殖する暇もなく酷漁亂獲の弊に陥り爲めに漁場は著しく荒廢され魚族は殲滅さるゝに至つた故にその産額に於ては幾何かも知れぬが數量に於ては年と共に減少の傾向を呈し唯だ増加せるは漁場の鬭争のみである茲に於てか漁民は甚だしく生活の脅威を受け窮苦困憊其の極に達し收拾す可からざるものがある之を此の儘放任せんか恐るべき社會問題は漁業者の中より起りはしないかと頗る憂慮するものである机上論者の如きは斯る廣漠たる海洋こそ無限の寶庫なりと樂觀をして居るかも知れないが海洋が如何に廣しと雖も魚族の生存する所は絶体に其の沿岸にのみ局限せられ沖合幾千尺の深

海にして日光の徹らざる所には何の生物も棲む道理があらうか、是等を考ふれば漁場なるものは至つて狭いのである故に漁場の維持魚族の蕃殖を計らんに如何にしても亂獲を防止するより外に途がないのである然らば此の亂獲は如何にして防止するや這是徹底せる法規制定に待つの外ないのである然るに政府は之に意を留めずして無制限無監視の下に之を行はしめつゝあるを以て斯の如き慘狀の悲運に陥つたのである而して其の結果は彼の機船底曳網自らが目下の所經營難に陥つて居るではないか之を見ても漁場の荒廢を明らかに立證して居る此の事を考へると今よりも猶ほ先々が氣遣はれる茲に於て如何にすれば此の不況のドン底に陥つて居る漁民を救ひ出すことが出来やうか吾をして忌憚なく言はしむれば彼の横暴偏頗なる機船底曳網の類に對して取締法を嚴行して漸次我領域外に之を驅逐するより外に途はないと思ふ然るときは數年ならずして魚族は蕃殖し一般漁民の經濟は復活することは明かである。之れ即ち天下の福利を萬民に均霑する唯一の良策ではあるまいか茲に至れば敢て社會問題の起る理由はないの

である
由來吾地方民は古くより漁業を專業とし復た無二の天職として可成り有福の暮しを立て、居た然しながら漁人の通弊とする貯蓄等の事は殆ど無關心であつた其の間多少放漫はあつたが其の近因とする所は出づれば必ず得るの例に依り敢て生活に苦しむ様なこと無かりしに由るのである然るに時勢は急轉直下今日の如き目も當てられない慘狀に陥つたのである茲に於いて何か救済の途はあるまいかと考ふるとき其の原因は前に述べたる如く酷漁亂獲の弊害からではあるが今直ちに吾が思ふ如く法の制定も出来兼ねるから如何にして此の急場を救ふことが出来得るや疑問ではあるが一つ先づ北鮮の漁況を調べたいと思ふたのである今朝鮮でも西海岸や南海岸は既に吾等地方漁業者の古くから踏破研究もされて居り又北鮮は吾が直面の海岸でありスビードの現時代から云ふと唯だの一股げで出漁上何等の苦痛もなく延びては魚族の無盡藏とも云ふ沿海州にまで活躍する根據地を占むることに付是非とも思ひ付いたのである加ふるに彼の地に在る僕の知人より北鮮は漁業が盛

大であつて北陸地方の人々も年々渡航する状況であるから一度来て見たら如何やと再三再四の勧告を受けたので是等が即ち視察の動機と成つたのである

◎視察前の感想

僕は一介の漁人である日本海の一隅長州萩の一角越ヶ濱の海邊怒濤の轟く中に今より四十七年前孤々の聲を揚げて以來只管海に親しみ嘗て山野に試みたこともなく又其の研究をしたこともない之も要するに水産業に一大趣味を持つて居り且つ其の業の頗る潔白なることが大なる因をなして居る即ち網の中に跳る魚を船に搔き込む時の勢ひ釣糸をビク／＼曳くときの快味は何んとしても忘れられない僕の如き愚鈍にして向ふ見ずの男には眞向である而も又勇んで歸港するときの自慢話や一家團圓酒食の美味なること華胥の國も僕等の境涯には及ぶまいと思はれる、一般に世人から曰はするとあんな危険なビタ／＼な乞食の如き態をしてと苦笑せんも僕は唯一無二の天職として常に感謝に燃ゆるのである故に身を削るが如き冬の寒さも骨を熔かすが如き夏の暑さも乃至逆捲く怒濤荒狂の暴風に遇ふとも平然なるものであつ

て以來轉業の念など寸毫だも起したことはない即ち山紫水明の地大厦高樓に座するの富豪も位人臣を極め天下を支配する高官も敢て羨まないと眞に之が安樂世界ではあるまいか蓋し勇往邁進することは苦を轉じて樂となす娑婆即寂光土たるを疑はない
折柄今回突然にも萩町長及び越ヶ濱漁業組合の役員其他より滿鮮地方の水産業を視察せよとの大任を囑託せられた是は一寸一考せざるを得なかつたが結局前に述べたる如く近海に於ける漁業の狀態は遺憾なことには各漁場とも著しく荒廢され漁村の疲弊困憊言語に絶し吾等が唯一無二の天職とする樂園は業に既に根底から破壊されて居るのである是等と思ふときは片時も傍觀を許さない何か打開の途はあるまいか何處かに良き漁場はあるまいかと平素より悩んで居たのだから事の成否は別として是非探究しなればならぬと云ふ大決心を起し之を承諾したのである出發に當り敢て身神の續く限り努力する覺悟を以て神佛にも御加護を禱つたのである

◎視察の経路

第三回西日本水産大會は十月十四日關東洲大連に

て翌拾五日同旅順に於て開かれた問題は重要なことではあるが主として漁政上のこと法律制度の如何に關することであるから筆を省くこととし次に滿洲の水産に就き述べることにする

●十月十七日午前九時大連發午後四時奉天着大會へ參列の一行は奉天より奥地視察の爲め哈爾濱に行くことを勧誘せられたが僕等は北鮮視察の任務を有するのであるから一行と別れ只滿洲に於いては旅順を初めとし各地の戰跡又は實地に或は車中より見聞しつつ先輩諸士の忠君義烈に對し涙襟に滿ちたる悲壯談もあるが是等は他日機會を得て發表することにす、十月十八日午後四時五分奉天發撫順着撫順は東洋一の炭坑地である坑内の諸工場を視察したれども水産には余り關係を有せざるを以て之を省く、十月十九日午後六時撫順發同七時卅分奉天着同九時卅分奉天出發、十月二十日午前七時安東縣着午後六時安東縣出發、十月廿一日午前六時京城着知人の案内に依り總督府水産課を訪問し諸事調査の後魚市場を視察す同市場には秋出身者多數ありたる爲視察上の便を得た同午後八時京城を出發、十月廿二日午後九時

清津に着十月廿三日午前中清津の漁況を視察午前十一時清津を發し午後五時雄基に着松尾萩町前助役及び山口縣熊毛郡出身の藤井氏に就き漁況を見聞し同十一時雄基を出發、十月廿四日午前六時再び清津に着午後二時まで水産試験場に就き諸事の調査を爲す同三時自動車に依り羅南に着同地視察同十時羅南を出發、十月廿五日午後二時元山に着、直に水産試験場及び水産會社經營の魚市場に勤務の知人を訪問し諸事を調査す、十月廿六日午前五時三十分元山發同七時鎔谷着自動車に依り午前十時長箭着同地の漁況を視察再び自動車に依り溫井里に着す

溫井里は金剛山の入口である金剛山の探險は元より目的にはあらずるも一行の山村次郎氏と僕とは長門峽管理組合の議員である關係上其の風光及び設備等に付研究の必要上好機會であるから之を採見することにした其の感想は後日に譲る一口に言へば山は頗る雄大、其の絶勝は天下に並びないが水の少なきを遺憾とす即ち水明の點に付ては長門峽には及ばぬ如くである

十月廿七日午後五時日程を急ぐ爲山は外金剛のみの

探見に止め電車に依り出發鐵原に着直に汽車に乗り

午後九時京城に再着、十月廿八日午前十時京城出發同十一時仁川に着京畿道水産會に就き調査を爲す同四時京城に飯着同九時五十分京城を出發、十月廿九日午前八時釜山に着遇然にも某水産技師に出會す同技師は牧之島水産試験場の漁撈科に勤務せる方であり該試験場は朝鮮全部の試験場であり塲長は博士で種々の研究室をも有すとの事夫れより慶尙南道の水産會及び魚市場に就き調査を爲す萩町出身大島芳輔氏の斡旋に努められたことを多謝す午後十時關釜連絡船に乗り飯途に着いた、以上が視察の行程の日誌とも云ふべきである

◎視察の要點

凡そ報告の材料は數字を現はしたものであるが僕の考へでは斯る統計的のものは純朴なる漁業者の頭腦を混亂せしむる虞があるから只だ見聞した有りの儘を物語るべく筆を執りたのである又各視察地共大同小異のものは其の重複を省き主として滿洲と北鮮とに分別して其の重要な漁獲物並に漁期漁法等に付説明することとする

◎滿洲の水産

滿洲殊に關東洲は嘗て日露戰爭の蘭なる最中當地の漁民が某氏に雇傭され軍糧調達の爲出漁せし經驗を有し又近來機船底曳網に乗組み鯛、小鯛等の豊富なることは知悉せる處であるが近時一層の盛大を來たし大連市の繁榮來と共に魚價は騰貴し加ふるに支那人間側にも生魚の嗜好年々旺盛となり鹽干魚と共に重要產物の一である鯛、グチ、鰻、鰈、鯖等を主とし鯛は内地人向きでグチは支那人間に嗜好され鯛より高價の時もある而も其の産額は極めて多く近時に在りては機船底曳網亂獲の慘害を被り頗る恐慌を呈して居るものゝ如し次に鯛の延繩は長崎縣、佐賀縣方面より十二馬力以上の出漁船數多ありて昨年は良成績を得たること本年は昨年比すれば少ないが相當の漁獲を爲して居る其の潮流は緩にして干満の差少なく鯉、柔魚、鰻、鰈等の餌料豊富なるを以て最も有望である鯖は朝鮮の如く多くはないが却て夫れが爲楊線網が居ないから釣としては最も有望である其の他鰻等は高低之に匹敵するものである一本釣は規模が小さ過ぎるが生活程度の低き支那人と

は同一には行かない要するに内地人には適當ではないものと思ふ

◎北鮮は安住の漁業地

北鮮は文野卑く氣候は寒烈にして海は荒く港灣に乏しき爲漁業上頗る危險ある如く一般に想像されて居たが其の實地は豫想を裏切り地勢は到る處灣曲をなし自然の良港が多いのである元來朝鮮は内地の如く山が高く険しいから山落しと云ふ不意の風も起らない而も雨が至つて少ないから風も吹かない幾日も風が續く北鮮で一番多いのは南と北東の風であるが此の風は沖より陸地に向けて吹くが故に何れの港にも安着することが出来る彼の鮮人が不備不完全の漁船を繰る態度を見ても想像される鮮人と雖も生命は惜しいに違ひない斯かる幼稚な漁船にて事足りてある魚族は頗る豊富にして剩へ漁業者が少ない「モータ―」船の如きものは殆んど皆無である機敏なる内地の漁業者が内地に於て用ゆる漁具漁船を以て操業すれば成功すること明かである北陸地方からは盛んに移住して居る然し大連市の如く大都會に全しき爲汽車汽船の便はあれども魚價は安く且つ優良なる鯛、

小鯛の如きものは少い鰻、鯖、鱈、鮭、明太魚、鰈、蟹等の鮮人向きの製造魚類が多いから安價たりとも漁獲高が多ければ良いかと思ふ又は等の仲買人及製造業者が多數居るから賣捌きに懸念することはない近來鮮人が三人乗りの漁船を以て出漁し鰯及鯖を一本釣りにて毎日五六百尾の漁獲を爲す、價格は鰯は一尾六錢、鯖は四錢程度であるから相等の利益がある如く思ふ要するに金錢の問題である又餌料としては鰻、蛸、柔魚等多數あり而して機船底曳網の如く許可も手續も要らない米其の他日用品も安價にして海岸まで交通が開かれて居り治安も能く維持せられ内鮮人の融和も能く徹底して危險もなく安心して永住せられるのである。話は前に戻るが斯の如き状態であるから北陸地方の人は安樂地として家族が舉つて移住し來り敢て歸國の念を起さず其の業を勵みて居る。今日では國境に近い西津羅と云ふ部落には福井村を建設せんとする計畫中である。内地に居住して目下の不景氣を悲觀し其の日の生計に四苦八苦しつゝ逐はるゝよりは此の安樂地に移住する方が得策であらう。以下各魚種に就て卑見を陳ぶること

ゝす。

鰻は朝鮮到る處大漁で産額の最も大を示すものである毎年四月以降終年操業し得る其の漁方は楊繰網、流し網(流し網は内地と同様)又は落網等を使用し楊繰網、流し網は薄暮より夜中に於て行ふ楊繰網は十一月以降鰻の來游するを期待するもので一網で數千圓の漁獲をして居る。

鯖は鰻と同じく産額の大を示すもので毎年四、五月頃より終年迄殆ど年中漁獲がある其の漁方としては楊繰網は一網にして大獲の利益はあるが是は期節に應じ鯖が湧き揚がらねば投網は出来ない時には成敗はあれども一本釣及延繩は期節の如何に關らず操業が容易であり而も小資本にて済むから至つて便利である。漁場は二十哩内外の場所である又流し網も盛んに行はれ網は綿糸六本系三寸目で掛け二反丈け五十尋を一切とし四十切が一統分である。漁方は大低鰻網と同一である此の流し網は鱈流し網に充用され毎年四月より約一ヶ月間は城津方面に始まり漸次北に移動し之に従て投網するのであるが大漁することもある。鰯は高原咸南、咸北の三道何れも豊富で

あつて重要海産物の随一である漁期は九月より翌年三月迄其の漁方は流し網、一本釣、延繩等である現今は棒鰯より開き鰯が賣行良しく神戸經由文那臺灣等にて賣捌かれ其の膽は肝油に製造さる。明太魚は北鮮有數の海産物にして鮮人の最も嗜好するもので近時機船底曳網に依り盛んに漁獲する爲漁場の荒廢を來し今猶盛んに流し網、延繩が行はれて居る漁期は十一月以降翌年三月まであるが故に内地人には不向きではないが而して三月以降は産卵後なるが爲味が落ち魚價も低落する元山を中心として三十哩位の範圍が最も盛んである牧之島水産試験場の調査に依れば注文津の東方三十哩の箇所即ち東經百三十度附近には同魚の稍々密棲する箇所があるこのこと該所は水深三百尋もあり底曳網には適しないが延繩なれば漁獲が出來ようかと思ふ。

蟹は北鮮には最も豊富である内地にては見ねざる赤色にして圓形をなして居る近時底曳網亂獲の打撃を受け恐慌を呈して居るが今猶は盛かんに漁獲される而も北鮮より北に進む程豊富であることである。

蛸は北鮮には頗る豊富にして空釣の延縄を使用して捕獲す。

鰯は大敷網なれば大漁があるが延縄は目下使用せざるも相當見込ありと思ふ。

鰻は延縄が大に見込があり且數多の漁獲がある其の賣捌きも至つて良好の様である。

鰈、平目は最も豊富である漁方としては内地と變りなし

◎曳網漁業に就て

同業の盛大なるは釜山を中心としたる南海岸であつて主として真鰻(無口)鰯、鯖等の漁獲で相當成功した者もある而し漁場の權利問題がありて直に入漁することは出来ない高原道以北に在りては中羽鰻、鰈、鰯其の他雜魚が漁獲さる元山府の調査に依れば一統一漁期間(大凡二ヶ月)で一萬二三千圓の揚高があり相當の漁獲がある様である該事業の調査には相當の日數を要す即ち潮流緩急海底の整否等綿密に調査しなければならぬのである。概して朝鮮は魚群が一舉に襲來するも是は永續することなく忽ち逸散するの狀態なるが故に此の事業は移住漁業者の兼業

するに適する如く考へらる要するに移住漁業は平素

に於て適宜の漁場を發見し置き漁船漁具を用意し漁期に際し機敏に出漁する様せば成功すること疑ひなし只だ内地に居つて彼の地の漁獲を聞き渡航する如きでは間に合はず又其の事業のみを目的として渡航するには其の間に遊び多くて遂には草疲れることなる。

鰻は鰻魚が内地に見ざる程多數を漁獲せらるゝを以て該網を使用すれば良好ならんと思ふ。

以上の魚類の外多種の魚族に付ては枚舉するだに暇あらず諸士の御想像に委す而已

◎結論

以上の如く北鮮は到る處魚族頗る豊富にして海洋は頗る平隱である加ふるに各地とも港灣を具備し海陸交通の便開け漁業上甚だ至便なる關係上福井石川兩縣の漁民は全家舉つて盛んに移住を爲し易々として生活を維持して居る今や内地の漁業は著しく疲弊し生活の脅威日に深刻ならんとす現時の不況は獨り漁業者のみならず農工商何れも然り就中農工商者は轉業轉地容易ならざるに反し漁業者に在りては恰か

も鳥の兩翼にのみ依るが如く幾百千里と雖も飛躍上更に困難を感せず況や我對岸安住の地に於てをやである而も機械力の普及せる現時に當り吾漁人をして一層其の羽翼を強からしむるの必要あり北鮮何ぞ遠からんや思ふて茲に至らば常に不況を嘆き生活に苦しむよりは寧ろ速かに彼の地へ移住すべしである然るに拘らず殊に吾地方人は持久性に乏しく僅かなる辛苦にだに遭遇せば忽ちにして郷地に着くの習性あり凡そ世間の物事は刻苦と研究とにより出發すべく古へより出世し成功するの人は、皆此の途を辿れるものである徒らに棚上の牡丹餅を窺ひ濡手で粟を掴むども何の功を奏せんや要するに終始一貫刻苦精勵成らずんば死すとも歸らざるの氣概を振ひ進まんとを冀ふのみ(畢り)

◎草花展示即賣會

昨年愛花會の主催にて草花陳列會を開催せし所園藝趣味頗る向上し爾來長足の進歩を見はしたるに依り町に於ては花卉栽培獎勵の爲去る十一月十四日より

三日間萩町公會堂内に草花展示即賣會を開催せり出品點數二百有餘の多きに及び觀覽者七千名を算し豫想外の盛會を極めたり尙會期中草花の即賣點數卅一點價格二十六圓工業傳習所製作品即賣點數百十七點價格二十五圓に達し主として小鉢の賣行良好にして菊苗の豫約申込等多數ありたり

◎養兔講習會開催

養兔事業獎勵の爲去る十一月二十一日より二日間萩町公會堂に於て養兔講習會を開催二十八名の講習生は連日熱心に聴講し更に料理法剥皮法等實地に就き研究を遂げ一層養兔熱を高むるに至り終式後有志に依り組合設定の計畫を樹て目下交渉準備中に在り因に本養兔事業は從來販賣上の統制惡しき爲其の發達遲々として振はざりしも最近帝國農會の調査に依れば北米合衆國に於て外套の襟及袖口等防寒具として消費せらる、毛皮一ケ年約一億萬枚に達し之に對し我國よりの輸出量は漸く二百萬枚に過ぎず將來有望の好副業として當局に於て盛に之が飼育獎勵中な

り目下の所兎毛皮及兎肉の價額左の如し
白色兎毛皮 飛 一圓一圓十五錢

大 七十錢

中 五十錢一六十錢

小 三十錢一四十錢

雜色兎毛皮 一等品 四十錢一五十錢

生兎 白色一等品 東京市場 賣當 一圓五十錢

大阪市場 全 一圓八十錢

兎肉 正肉 東京市場 全 一圓五十錢

●木炭の良否調へ

良いものは九分まで炭素

(主婦の經濟知識)

木炭は製法、炭材、形狀、產地等によつて數種に分れて居り、良し悪しがある、これはその成分が違ふ結果によるもので、良質の木炭になると木炭の主成分の游離炭素が凡そ九割五分も占めてゐるものがある、しかし普通のものは炭素が八〇、水素二、灰分其の他が六、水分一二を含んでゐる

▲色が銀灰色を呈して居り、折れ口が貝殻狀をなし、光澤のあるものは最も良い炭である、なほ樹の形がくづれず、皮付が良く、ひびの少ないもの、炭と炭を打合せて見て澄んだ音のするもの、重みがあつて、堅く、濕り氣が無くて手の汚れないものは何れも良質の炭である
皮が剥がれてゐたり、縦横に割れ目が多く濕り氣があつたり立消えしたり燻つたり、火がはねたりするもの、いやなにはひのする炭は不良品である
▲白炭にしても黒炭にしても右の條件に合つたものを求めるが良い。白炭は質が堅いから堅炭とか石竈炭、或は玄人仲間では赤目と呼んでゐる、黒炭は軟いので軟炭と呼び、土釜炭黒消炭等と云はれて居り、火つきが良いので重寶である。

●普通の織機で洋服地が出来る

▼農林省畜産局が乗出し
農村の家庭副業に奨励！▲

家庭の副業として洋服地を作ることができる、しかもその地はホームスパンといつて珍重されてゐるホームスパンの特長をあぐれば

一、原料が精選されてゐて反毛(スキカヘシ)がなくませ物がないこと

一、頑丈、しかも柔かく膚ざはりがよく、厚味にできてゐながら大目におつてゐるから空氣の流通がよく健康的である

一、柄に獨特の滋味があつて和服でいへば結城紬の如き感じを出す

工程は非常に簡單であつて道具としては(イ)毛をすく道具と(ロ)防ぐ羊毛機(十圓位)を用意すればよい工程原料たる羊毛を洗つて白く綺麗にし乾したのちハンドカードといふ馬の毛をすくやうなものでよくさばき足踏紡毛機にかけ毛糸にするのだ、それからいよ／＼その糸を織るのであるが、織るには古く用ゐられてゐるハタ織機がその儘をさを取換へる位で使へしかも素人でも一二回の講習で完全に紡ぎ織れるやうになるといふのである、このホームスパンの生地は洋服屋も非常に欲してをり農林省畜産局でも

奨励してゐるのだがどうもうまく發達しなかつたといふのは毛すきから紡ぎ織まで全部の工程を一人でやらうとするので面倒だ手間に合はぬと投げ出す人が多かつた、この工程で一番手間がかかるのは紡ぐことだ一着の服に二三百匁から四百匁の毛糸がいるとして一人一日で紡ぐ量は二十匁から三十匁だから一着の服所用の毛糸を取るには一人で十日乃至二週間かかる譯である、處が織方は手早く出来て全一着の生地を早い人は一日、遅くとも二日あれば充分といふのである、そこでどうしても分業でやらねばならぬことになり十人の紡手に對し一人の織手があれば敏速に仕事はかどり、かうすれば十分に採算がとれ計算の結果は一人あたりの日當が六十錢位にはつくといふのである農林省畜産局ではこの點を力説し農村の不景氣打開策の一助として更にパンフレットを出して宣傳しようとしてゐる

●物 價

昭和五年十一月

本月中平均物價	
中米(白米)	一石 二四、〇〇〇
裸麥(精白)	一石 一六、〇〇〇
大豆	一石 一六、〇〇〇
白味噌	一貫 九〇〇
清酒(中等品)	一石 一一〇、〇〇〇
白砂糖(洋)	百斤 二、三〇〇
赤砂糖(洋)	百斤 一、八〇〇
鯉節(土佐)	一貫 一、五〇〇
牛肉(中等品)	百斤 八〇、〇〇〇
鶏卵(地卵)	百個 三、五〇〇
牛乳	一升 八〇〇
晒木綿	一反 五五〇
石炭	十貫 六〇〇
木炭(桜)	十貫 二、六〇〇
美濃紙	一締 二六、〇〇〇
半紙	一締 六、〇〇〇

●町立萩魚市場賣買取扱高

昭和五年十一月

區分 本月份賣買取扱高 年度内累計

萩魚市場 五、三七、八二〇 三三、七四、三〇〇

越ヶ濱出張所 一五、九四、〇四〇 一三、三九、八九〇

玉江出張所 二、七四、五三〇 五、〇三、〇九〇

計 七五、〇六、三九〇 五七、一七、二八〇

●十一月中の氣象

氣溫平均 最高氣溫 最低氣溫 雨雪量

一二度九六 一五度一〇 六度九八 一〇二厘五

●十一月中風向觀測

北北東 東南 南南西 西 北西 靜隱量多方向

二 一 七 一 三一〇 七北西

●十一月中天氣類別日數

種別 快晴 曇 雪霰 電霜 濃電 地震 風度 最高卅 最低零
日數 四三三三 四一 二 一

●十一月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	霜	濃霧	雷	地震	暴風	最高	最低
日數	四	三	三	三	四	一	一	一	一	一	一	一

財政經濟

●昭和五年度十月分納稅成績

十月分の税金は所得稅第二期分、同附加縣稅、縣稅地租附加稅、町稅地租附加稅、縣稅特別地稅、同附加町稅、縣稅家屋稅、同附加町稅及特別稅戶數割の九種にして各稅を完納したるものは左記の十三區なり

記

土原第二區	江向第一區	河添第一區	河添第二區
堀内第一區	堀内第二區	河内區	笠屋區
大屋區	沖原區	霧口區	青海區
小原區			
滞納者一名の爲完納に至らざるもの			
川島第一區	目代區	金谷區	東木間區
西木間區	北木間區		

●自轉車鑑札を無効となしたる者

十一月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し				
舊鑑札番號	事由	住所	氏名	
八六九一八	紛失	藤ヶ瀬區	藤井喜一	
九五九六五	同	大屋區	龜屋興作	
八八四〇七	同	橋本區	坂井新三郎	
八七四三〇	同	後小畑區	堀江源藏	

●町稅制限外課稅並縣稅雜稅及營業稅附加稅不均一賦課の件

昭和五年度町稅制限外課稅の件は十一月廿五日付縣稅雜稅及營業稅附加稅不均一賦課の件は十一月廿四日付本縣知事より夫々許可の指令ありたり

軍事

●御親閲出場者

十一月十九日岡山縣に於ける陸軍特別大演習の際御親閲の爲出場したる萩町在郷軍人會員左の如し

萩町聯合分會長 陸軍騎兵大佐 市川 一郎
萩分會 陸軍歩兵少尉 松村 正一
同 同砲兵一等卒 土井 正七
樺東分會 同 歩兵少尉 羽鳥 經雄
同 同歩兵上等兵 森田吉三郎
樺分會 同 砲兵伍長 渡邊 筆亮
同 同歩兵一等卒 山本 卯一
山田分會 同歩兵上等兵 上利 久一
同 同歩兵一等卒 磯部 龜吉
越ヶ濱分會 同歩兵一等卒 大枝 彦一
同 大庭龜太郎

●陸軍武官任官

濱崎新町第二區 松浦 義教
任陸軍歩兵少尉(十月廿五日付)

●海軍將校任官

左記の者十二月一日頭書の通り任官せり

廣島市寄留 海軍機關少尉 上田 四郎
青海區 海軍少尉 藤田小太郎

●海軍退團者

十月卅一日滿期に依り吳海兵團を退團したる者左の如し

無田ヶ原區 海軍一等兵曹 吉野 秀秋
今古萩區 海軍二等水兵 藤村 教義
古萩區 同一等機關兵 守田 正輔
玉江浦第一區 同一等船匠兵 田中 圭介

●昭和五年現役兵輜重輸卒

徴兵抽籤により萩町甲種合格者の内現役兵輜重輸卒に決定せられたる者左の如し

入營年月日	入營部隊	住	所	氏	名
昭和五年十月一日	輜重兵五	玉江浦第一區	福永	重一	
同	同	土原第一區	藤原	幸一	
同	同	越ヶ濱第四區	井町	梅雄	
同	同	前小畑區	金子	義政	
昭和六年二月一日	同	越ヶ濱第一區	梶本伊勢松		
同	同	玉江浦第二區	松屋次郎吉		
同	同	堀内第二區	玉村	十吉	
同	同	御許町第一區	宮川	繁雄	
六月一日	同	越ヶ濱第三區	杉本	金治	
六月一日	同	香川津西區	長田	德藏	
十月一日	同	越ヶ濱第四區	井町	勇	

●入營者宣誓式施行

本年十二月一日入營する者の爲十一月廿四日午前十

一時より縣社春日神社に於て宣誓報告祭を舉行引續き町衙に於て簡素なる壯行會を開催せり因に入營者の住所氏名及入營部隊左の如し

入營部隊	兵種	住	所	氏	名
歩兵四二	歩兵	目代區	竹内	歳春	
同	同	平安古町第一區	阿武	茂	
同	同	藤ヶ瀬區	櫻田	直佐	
同	同	江向第一區	井上	良雄	
歩兵二四	同	八幡市寄留	小野村武雄		
歩兵三七	同	兵庫縣武庫郡住吉	根來	洋祐	
歩兵七八	同	朝鮮在留	三浦	博人	
輜重兵五	輜重兵	橋本町區	松本	齡一	
以上幹部候補生					
輜重輸卒	輜重輸卒	玉江浦第一區	福永	重一	
同	同	土原第一區	藤原	幸一	
同	同	越ヶ濱第四區	井町	梅雄	
歩兵七九	歩兵	今古萩町區	大島	次郎	

●現役兵滿期退營者

本年十一月三十日現役満期となり歸郷したる者左の如し

在營部隊	住 所	氏 名	
步兵四二	青海區	有田 次郎	同
野砲兵二六	朝鮮大田面	井町 信男	同
步兵三	千葉縣寒川町	田中 佳一	同
飛行隊四	平安湖町第一區	頼野 孝夫	騎兵五
步兵四一	大屋區	岡 秀夫	野砲兵五
同	川島第一區	田村 清	同
同	奥玉江第一區	山縣 定芳	同
步兵一一	南古萩町區	藤田 昇	同
以上幹部候補生			同
步兵四二	前小畑區	大田 常一	同
步兵四二	下關市寄留	杉山 朝夫	同
同	越ヶ濱第一區	梶本 源藏	工兵五
同	土原第二區	島崎 正雄	同
同	越ヶ濱第一區	高橋 義一	電信兵二
同	無田ヶ原區	吉岡 重春	同
同	古魚店町、春若町、北片河町區	和田 定雄	同
同	越ヶ濱第三區	吉村 吉藏	同

鶴江第一區	中村 彌一
江向第三區	村田 正
東濱崎町區	三好 武雄
土原第三區	福山 俊雄
下關市寄留	神崎 勇一
大阪市寄留	岩崎 信一
奥玉江第二區	西村 友一
河内區	田村 秀雄
倉江區	橋本 助一
川島第一區	山根 覺
浦小畑第二區	福永 善吉
中ノ倉第一區	長安 茂
奥玉江第一區	來島 正一
濁淵區	宮野 五郎
越ヶ濱第一區	吉村 政一
濱崎町第四區	井町 新一
濱崎新町第一區	西本 政一
奥玉江第一區	來島 信雄
堀内第一區	前田 忠雄
目代區	山根 清勝

輜重兵	沖原區	田村 英雄
同	兵庫縣武庫郡西灘村寄留	松本 博
同	河内區	齊藤 二郎
同	濱崎町第二區	井町梅三郎
補助看護卒	上野區	杉山 慶壽
同	濁淵區	阿部 良一
輜重輸卒	厚狹郡小野田町寄留	阿武 辰藏

●陸軍工科學校生徒合格者

本年陸軍工科學校入學試験に合格し十二月十日入校を命ぜられるもの左の如し

川島第一區	藤山 公輔
-------	-------

●賜金拜受者

防府町寄留豫備役 陸軍歩兵大佐 有地藤太郎
昭和三年支那事變に於ける勤務に依り金四百圓を賜ふ(陸軍省)

鶴江第二區 全陸軍航空兵一等卒 岩崎 作松

昭和三年支那事變に於ける功に依り金七拾圓を賜ふ(陸軍省)
中津江區 全 陸軍歩兵伍長 阿武 七郎
昭和三年支那事變に於ける勤務に依り金五拾圓を賜ふ(陸軍省)
上野區 豫備役海軍三等兵曹 森田 幸三
香川津西區 全 一等水兵 嶋村 通夫
椿町區 全 一等水兵 田邊喜代士
昭和二、三年支那騷亂事件の勤務に依り金參拾圓を賜與す(海軍省)

●御菓子下賜

十一月十七日岡山市に於ける陸軍特別大演習の際觀兵式當日傷痍軍人並に戰死病沒者遺族に對し以思召御菓子を下賜せられたる萩町内關係人員左の如し
傷痍軍人 拾八名 戰死病沒者遺族 七拾五名

●萩町公傷兵慰安會

十月二十九日午前十時より萩町公會堂に於て萩町聯

合分會主催の公傷兵慰安會を開催出席者は三好利三郎氏外拾七名來賓として林町長、各分會長列席先づ市川聯合分會長の挨拶公傷兵總代片山岩根氏の答辭に引續き簡素なる午餐を供し和樂歡談裡に慰安する所あり其の席上に於ける田中太郎吉氏の日露戰役當時旅順口閉塞の實戰談の如き壯烈悲慘の狀眞に肉躍り血湧くの感あらしめたり尙ほ當日片山岩根氏は山口公會堂に於ける山口縣下公傷兵大會の狀況に就き報告を兼ね希望事項の開陳あり畢りて大日本帝國及び萩町聯合分會の萬歳を唱へ午后三時解散せり

●海軍志願兵募集

昭和六年度吳鎮守府に於て徵募せらるべき海軍志願兵採用員數及萩町に於ける検査期日其の他左の如し

水兵 掌電 航空 機關 軍樂 看護 主計 計
兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵
七五〇 六〇 五五〇 五〇〇 四〇〇 三〇〇 二〇〇 一〇〇
検査場 萩町公會堂

出願期日 昭和六年一月二十日
検査期日 昭和六年一月三十日

志願者は右出願期日迄に萩町役場兵事課に就き承合されし

●山口歩兵第四十二聯隊長より禮狀

謹啓時下秋冷の候愈々御清康の段奉慶賀候緒而過般當隊演習の爲め錦地出張の際は格別なる御配慮を辱ふし熱誠なる御歡待を蒙り候段深く感謝奉り御禮の辭も無之候以御蔭豫定通り演習を經過し無事販營するを得候

御町關係區民其の他諸團體一般へ宜敷く御傳達御禮賜り度奉願候

先は寸楮を以て御禮申上度如斯御座候

大演習前の準備に迫り御禮延引の段深く恐縮致居候

歩兵第四十二聯隊長 山口 正熙

萩町長 林 勇輔殿

通信

●萩郵便局十一月分行事

十一月七日 講話
午前十時より河野萩中學校教諭の「讀書と修養」と題する講話を一同聴講す

十一月廿五日 會計検査執行
當局會計事務検査の爲廣島逓信局經理課より上崎原兩書記及四方書記補來局廿八日迄検査執行全日午後三時より講話あり、全五時山口に向け出發

十一月廿八日 講話
午前十時より中所囑託講師の「佛教道德の根本思想」と題する講話を一同聴講す

十一月廿九日 田仲保險局書記事務視察
當局保險事務取扱狀况視察の爲簡易保險局書記田仲一雄氏來局用務を了り全日小串に向け出發

●萩郵便局昭和五年十一月分事務取扱狀況

種別 前年取扱數 本年取扱數 ▲増減數

書留、價格引受	三、〇五〇	二、七五〇	▲
表記通常郵便物	五、四三九	四、八二二	▲
小包郵便物	二、二八四	二、三五五	▲
引受	四、〇二五	三、四七三	▲
配達	二、三五四	一、九八八	▲
電信	四、〇〇五	三、六四八	▲
電報	二、〇八五	一、七五九	▲
中繼	一、三五四	一、二〇七	▲
爲替振出	金 額 三、四四五	〇 〇 〇 二、九四一	▲
爲替拂渡	口 數 二、二一五	一、八六六	▲
貯金預入	金 額 六、五八七	〇 四六、八七五	▲
貯金拂戻	口 數 二、六〇三	二、一五五	▲
保險契約申	金 額 二、一四九	〇 〇 〇 二、〇〇〇	▲
保險料徴收	口 數 七九二	九四八	▲
年金契約申口數	金 額 二、一八三	八二九、三三二	▲
金 額 四、四七	一、九一	二、五六	▲
金 額 四、四九〇	一、八九、八〇〇	二、三五、一〇〇	▲
金 額 一、〇七一	二、〇〇九	六二	▲
金 額 六、七二、八四〇	七、二四〇、八八〇	四二八、二四〇	▲

達	金額
年金掛金徴収口数	1 三七五、八五〇
金額	二 三、九一〇
	五 三、四八〇
	三 三七五、八五〇
	一、九〇〇

土木交通

●都市計画調査委員会開催

十一月六日午後二時より町役場樓上に於て左記の事項に付都市計画調査委員会を開催せり

- 一、萩町公會堂前の道路は將來之を擴張する必要ある爲府縣道改良工事敷地買収に際し東南の土地四坪五合を買収すること
- 二、舊堀内病院敷地を隨意契約に依り賣却すること
- 三、字南片河町地内にある町有地を隨意契約に依り賣却すること
- 四、上水道計劃に當り配水線路の區域に關すること

●河川法施行規程第十一條 第一項但書に依り許可を 受くべき事項に關する事

十一月二十四日山口縣令第五十五號を以て河川法施行規程第十一條第一項但書に依り許可を受くべき事項に關する規定を定められたる爲河川法準用河川の區域内に於て本令施行前法令に基く許可又は慣行に依り現に工作物を設け又は權利を有するものは更に本規定に依り知事の許可を受くるを要す事となれり

●海面埋立地を字區域に編入

曩に萩町の區域に編入せられたる海面埋立地を昭和五年十二月三日より左記の字區域に編入の許可ありたり

- 阿武郡萩町地内
- 一、海面埋立地面積十坪七合五勺
- 右大字椿東字小畑浦の區域に編入
- 一、海面埋立地面積三百四十四坪二合六勺

右大字椿東字小畑浦區域に編入

●華園橋架換工事竣工

中の倉區内東光寺前に在る華園橋を鐵筋混凝土構造と爲し工事施行中の處十一月二十六日竣工せり因に全橋は吉田松陰先生誕生地及東光寺等の史蹟に至る通路に當り交通上至便を來せり

●川島道路改修竣工

川島區内五反田より樋の口を経て正明園に至る間の道路改修は昭和三年十二月二十一日着手し爾來繼續して工事施行中の處十一月二十九日竣工せり因に全改修の延長は三百二十七間二分幅員一間半にして工費總額金六千九百七拾貳圓を要し橋本町より土原に至る間の堤防道路と連絡し全地方の交通上裨益する所尠らず

社會事象

●方面委員交替

萩町土原區受持谷井キク氏は東京府へ轉住に付解囑其の後任として三好信義氏を土原區受持として囑託せられたり

●萩町消防器具點檢

十一月二十日午前九時より向原萩警察署長田中萩消防組頭及河野萩町書記と共に第一部より第四部に至る備付け消防器具の點檢を各其の所在地に於て執行したり

●失火

十一月十二日午後九時二十分頃下五間町區裁縫職平田ヨサ氏方より出火あり附近の者逸早く駆付け大事に至らずして鎮火せり原因は炬燵火の不始末に由るものゝ如し

●十一月二十四日午前二時頃川島第二區養鶏業者杉山仁藏氏方二階建孵卵室より出火し折柄の西風に煽

られ火は忽ちにして同室内に燃え擴がりしが町内公私設消防組其の他多數の盡力により漸く之を鎮火したり、原因は孵卵器内の石油ランプより引火したるものゝ如し何れも時節柄専ら注意すべきことなり

●火の元用心

炬燵やら竈元の不始末からしてボツ／＼火事を起す季節となりました
火事ほど恐ろしいものではありません火元の損害、近所隣の迷惑率では國家町村の大損失を招くものであります先づ火の元の始末が第一です用心して下さい

●昭和五年十月中長門峽

探勝者數

昭和五年十月中長門峽驛に下車峽内を探勝したる者一千五百六十六人にして内七百十二人は萩町に來りたる者八百五十四人は探勝直に長門峽驛に引返したる者なり

●越ヶ濱主婦會發會式

十一月二十五日午後七時より全所中善寺に於て越ヶ濱第一、第二、第三區聯合の主婦會發會式を舉行林萩町長、磯部越ヶ濱小學校長、井町漁業組合長、永安上水道技手村木萩町書記岸田、廣田、阿部各區長外有志臨席岸田區長開會の辭磯部校長の成申詔書奉讀に次で林町長磯部校長永安技手並に井町組合長より懇談あり會衆百五十名盛會裡に午後十時散會せり

●公人及私人

大口、木暮、庄、西村、各代議士は政談演説の爲何れも十一月四日來萩

小川北海道帝國大學教授は墓參の爲十一月五日歸萩六日林町長を町衙に訪問

三村鐵道省山口建設事務所技手は長門線鐵道全通式

事務打合の爲十一月十一日來萩

佐々木東京高等師範學校教授は史蹟見學の爲十一月十五日來萩

岡村門司市古城小學校長外十七名は史蹟見學の爲十一月十六日來萩

常田東京府立第九中學校長は史蹟見學の爲十一月十八日來萩

山本鐵道省參與官は鐵道狀況並史蹟見學の爲十一月二十二日來萩

米山廣島縣立二十日市工業學校長は史蹟見學の爲十一月二十八日來萩

元書記三村寅市氏は病氣保養中の處十一月十一日逝去せらる行年二十七歳

●結婚費を使ひ過ぎる日本

中産階級の矛盾

日本の結婚費は非常に多いといはれてゐる。年収に對して夫を調べると次の様な割合であるが、これによつて高率である事は勿論なほ他に次の様な現象を發見するのである。

	年收一萬圓	年收二千圓
英國	八分	一割
佛國	一割	一割
獨逸	一割	一割
米國	二割	二割
伊太利	四割	四割
西班牙	五割	七割
ソビエトロシア	八割	八割
日本	二〇割	二五割
支那	三〇割	三〇割

此の表によつて日本と支那とが如何に莫大なる結婚費を使用するかが分るが、これは古來の風習としてにはかに改め難いであらうからそれはこゝに問題と

せすに置くが年收一萬圓の家庭に於いてはその二〇割を使用するのに對して二千圓の家庭即ち中流家庭に於いては二五割といふ率を示してゐる是は他國には僅に英國これが二分の差を示してゐるスペインに於て二割の差を見せてゐるのみである。

日本では五割の差である是は他國に比して甚だ贅澤であることを證明してゐる支那でさへが全じ割合を示してゐるのに鑑みればむしろ支那よりも日本の方が年收の程度から見ても無理な消費をしてゐることが分る是は緊縮の時代として改むべきことゝいはねばならないなほこれは結婚の調度品が一般に高價なために自然この現象を見たものとも考へられる(内務省社會局調)

◎萩町へ寄附

一金貳拾圓
右萩町能樂會代表者北條文三氏より萩町社會事業費の内へ
一金拾五圓

の先覺者、新日本の創造者たる公の英姿を仰ぎ見て今更其の偉勳鴻業を偲ひ、其の颯爽たる高風に接して追慕禁ずる能はざるものがあらう、椎原臺上秋風自づと爽快の氣に滿つるものありしを思はざるを得ないのである。

されば此の機會に於て建像計畫に關し當初より關與したる余として其の間の由來を詳にし郷土史料の一片に書き残すことは郷土後進の士氣發揚の爲め徒爾ならざるのみならず又參畫者としての余の責務なりと考へる次第である。

抑も此の銅像の鑄造せられたるは日清戰役直後藤公の眷顧を受けて居られた桂公が藤公の誕生日を機として一日知人と共に大磯滄浪閣を訪問し其の庭内に建設せんことを申出られたに對し藤公曰く自分の銅像を生前に於て而も自邸内に建つるが如きは好まざる所であると拒絶せられたのであつた、そこで桂公の曰くに銅像は既に出來上つて居る、其實未だ出來ては居なかつたとの事である、のであるから今これを拒絶せらるゝことは甚だ迷惑するので邸内建設は之を中止するとするも他に適當の建設場所の御指示

右山口縣立萩高等女學校同窓會より萩町貧民救助費の内へ

一、宅地拾坪

右萩町椿東區杉相次郎氏より吉田松陰幽囚の舊宅敷地として追加寄附

茲に其の厚意を感謝す

●寄贈圖書

一、伊藤公銅像建設由來 一部 福本義亮
一、明治神宮と鎮座十年祭 一部 明治神宮奉祝會

◎伊藤公銅像建設由來

福本椿水口述

昭和五年十月二十六日。

伊藤公が哈爾濱驛頭に殞れて不朽の名を印し護國の英魂を胎された明治四十二年十月廿六日より既に二十有餘年の星霜を経た此の日、松本新道の舊宅隣接地に公の銅像除幕式舉行となつて松門の俊傑、郷閭

を願ひたしと要請せられたのであつた、そこで藤公の云はるゝには元來銅像などいふものは人の生前中建設すべきものではない、死後に於て世人が其の偉業功績を認め追慕の表象として建設すべきものであるが故に銅像の建設は好まざる所であるが既に出來上つて居るとなれば致方もなければ神戸の地に建設してもらひたい、神戸の地は平常景慕する楠公緣故の地であり又余が維新後初めて朝廷の御用を勤め内外多事多端の際國政に參與した思ひ出多き因縁の地であると言はれたので茲に愈々楠社境内に地を相して桂公は勿論末松謙澄、金子堅太郎、大倉喜八郎等諸氏始め三井、三菱等平常藤公の知遇を蒙つて居る有志に於て楠公社殿前に建設されたものが即ち斯の銅像なのである。

所が日露戰爭に於けるポーツマウス條約締結となつた際、國內は屈辱條約なりとして國民の憤慨は絶頂に上り置々鼎の沸くが如くであつた、かゝる屈辱條約は直に之を破棄すべしと社會の輿論は狂瀾怒濤の激する如き凄じき有様であつた、當時神戸の地には河野廣中氏等が諸所に演說會を開いて條約破棄の煽

動的烽火を擧げた、時の廟堂桂首相、小村外相の背後には元勳伊藤の指し金がある、葬るべきものは内閣の諸公と共に元老伊藤であるとして叱咤煽動したのであつた、さなきだに昂奮しきつた市民は楠社前なる演説會場たりし劇場より恰も洪水に堤防の決潰せるその如く數萬の民衆は楠社内に雪崩れ込むで鬨聲と共に遂に藤公の銅像を引きずり下してこれを福原まで曳引移動して放置し去つたのである。嗚呼誤まれたる義憤のために爲したる神戸市民のこの暴舉、血氣にはやつて世界の大勢に盲目たりし市民のこの輕舉今尙は市民の胸底深く悔悟と慚愧の一念を印象し居る所である。

然るに其の當時兵庫縣知事たりしは服部一三氏山口縣吉道出身和道一養嗣子、氏は藤公と郷閭を同ふして共に維新の國難に膺り平常親しく其の指導恩顧を蒙り居れる先輩にして而も國家の柱石たる藤公をして茲に到らしむ、一死以て其の雪冤に當らむと決意し暴民を排して之を和田岬檢疫所内に秘藏されたのであつた、そして當時の暴舉のためこの銅像は其の背後に多少損所を生じたが服部氏は潜に之を修覆し

て檢疫所内倉庫に深く藏置して世評の推移を靜に觀望して居られたのであつた。

所が時は到り機は熟して偶々明治四十一年神戸市に取つて晴天の霹靂たる一大事件が生じた即ち神戸築港の大問題である、現神戸築港の基礎案、時の大藏大臣曾根荒助氏の後を襲ふて次官より藏相となられたのが今の坂谷男爵であつた、坂谷藏相は戦後に於ける國力の發揚と將來に於ける世界の大勢とに鑒み斷乎として神戸築港の大問題を提議せられたのである、所が又時の桂陸軍大臣よりは二箇師團増設問題提議せられて内閣は此の二案のために甲論乙駁容易に決しなかつたのであつた、殊に二箇師團問題は宿案であつたが築港問題は坂谷藏相の突然の主唱であつた爲に動もすれば神戸築港案は悲境に陥らむとしたのであるが神戸市民の熱烈なる支持と經濟的國港建設といふので國民側の輿論は漸次二箇師團増設案を壓して來て山縣首相も其の採擇には非常に苦心を重ねられたわけであつた、此の時神戸市民の頭裡に期せずして湧いて來たものは朝鮮總監たる伊藤公に泣きすがつて此の問題の解決に助力を乞ふの外は

ない、山縣首相桂陸相も伊藤公とは同國ではあり而

かも維新の際の如きは互に生死の苦難を共にせられたる間柄でもあり又築港問題の發端たりし其の前藏相曾根荒助子も同じく長州出身で同様の關係であるから伊藤公の言には必ずや聽從せらるゝであらう、そこで曩の楠社内銅像事變の無禮も此際衷心悔悟の意を披瀝して陳謝哀願せばもとゞ伊藤公のために最初手しほにかけられた神戸市民の事であり又銅像建設の地を自身から楠社内に指定された程の因縁の地であればこちらの至誠一つでは伊藤公も承諾を與へられるであらう、これより外に妙策はないと有志者の協議が決定したのである。

伊藤公は神戸の地が非常に氣に入つて居た、朝鮮總監となられて以來も其の通過の度毎必らずこの地に下車して地方の有志と交談せらるゝのが公が一つの樂みの様であつた、然るに楠社事件以來と云ふものは轉達大度の公もいたく憤慨せられて神戸の地を踏まないとまで知人に漏されて居た程であつた、此の時築港解決の大使命を持つて公を再び神戸の地に誘はむと苦心せられたのが服部一三氏であつた、偶々

伊藤公が朝鮮よりの上京の途次を岡山驛に出迎へて築港問題解決の哀願をせられたのであるが公の心は仲々解けなかつたのである、服部氏は同伴の水上(神戸市長)鹿島(當時助役)神田(藤公の舊知)諸氏等と共に聲淚共に下るの哀情を以て低辭歎願せられたので公の面容も和らぎて曩日の感情もどけ「それは兎も角舞子の萬龜樓迄行かふ」と云ふことになつて遂に萬龜の一番とはなつたのである。

萬龜樓に於ては水上市長、鹿島助役は勿論築港委員たりし横田孝史、坪田十郎(當時市會議長)氏等神戸市民の代表者は何れも緊張せる面持ちにて赤誠を披瀝して曩日に於ける楠社事件の暴舉を陳謝し一偏に築港問題の解決を哀訴歎願したのであつた此の時服部知事の歡迎の辭に

久しく此の地に迎へ得ざりし公を迎へて親しく其の聲咳に接し得たることは實に神戸市民の無上の光榮である、世間には馬鹿息子はご可愛しはない道樂息子はご親の情のかゝるものはない、今神戸市民を觀ると將にこの馬鹿息子であり放蕩息子である、然るが故に平常親とも思ふて居る公の銅像

に對してあれほどの失禮をしたのであるが、さて世間の荒き風波に放浪して正氣にかへつて見ればまた普通以上に親の慈悲が戀しくなつて來て必み／＼身にこたわるものである、親御たりし公に於かせられても將にこの馬鹿息子は他の兒供よりも一層可愛いわけであらう、今や神戸市は築港問題で生死の岐路に彷徨して居るのであつて曩日の不敬無禮をも顧みず親たる公の洋々たる慈悲心に泣きすがつて其の解決を仰がんとして居る次第である、宜敷公におかせられても過去の一切は水に流してこの息子のために何卒御配慮を御願ひ申すと言々至誠を盡し句々熱情を罩めて歎願せられたものであるから伊藤公も其の言に動かされ年來の心事も一時に解けて遂に其の解決の難衝に當ることを快諾せられこれより非常に上機嫌で一兩日滯留舞子の風趣を満喫して上京せられたのである而して其の結果は遂に神戸築港問題も又二箇師團問題も共に首尾よく双方成立して圓滿解決を見るに至つたのである。

そこで再び伊藤公銅像建設の問題が起つて來た、神

戸初代の爲政者換言すれば大神戸市の建設者たる伊藤公、近くは築港の大恩人たる春畝公、それにあの暴舉に對する市民悔悟の償ひと將又謝恩との二つの意義が加はり重なつて非常なる熱度を以て進められたのである、かねて公の眷遇を蒙つて居られた神田兵右衛門氏が建設委員長となられ時の市長鹿島房次郎氏が萬端の采配を振つて富者の一燈よりは貧者の万燈主義で可成廣く市民一般の醵金によることゝして一口五百圓以下の寄附金として伊藤博邦氏末松謙澄氏等の諒解の下に三井、三菱、住友、川崎の諸家を始めとして江湖の寄附金を集めて最初諏訪山々上に建設の豫定であつたが鹿島市長の苦心交渉の結果大倉喜八郎氏所有の安養寺山(今の太倉山)を市に寄附を受け遂に此處に建設せられたのが明治四十三年であつて現在大倉山上より脚底に殷賑なる大神戸市を俯瞰し大船巨舶の輻湊せる扇港一圓を睥睨して居らるゝあの颯爽たる英姿の春畝公の銅像がそれである。

さて話が少し後戻りするが此の銅像を鑄造するに當りその鑄型に付て頗る議論が沸騰したのである神戸

市の大恩人たる藤公の銅像建設は素より當然のことにて此の機に際して楠社事件に於ける市民悔悟の至情の表象を加味せなくては市民としてどうしても藤公に對する情義が立たないわけであつた、その故に楠社に在つた從來の銅像を鎔解して新規の銅像の鑄金中に加ふべしと云ふものとそれよりは寧ろ舊銅像はそのまゝこれを新銅像の胴腹内に孕ませて腹像として作成すべしとの議論であつた然し服部、鹿島兩氏の意中としては最早市民に於てあれ程後悔の色も表はれ眞に公の銅像を熱望する以上はよしそれを鎔解して新規銅像鑄金中に鑄込むとするも又その孕像とするも舊銅像の或る物を將來に残して永遠に楠社事件を聯想せしむるが如きは却つて藤公に陰鬱な氣分を起さしめこそすれ決して好感を與へない又市民に於ても潑刺とした意氣を以て仰ぎ見るの情を缺ぐが如きことありては善意が却つて惡しき結果を招來するやも計られないと云ふので斷然新規銅像を鑄造する事とし其の模型は幸に楠社の舊銅像は藤公が一生の心血を注がれた憲法草案を手になせられたる崇高なものであるから舊像型そのまゝを襲用し只輪廓だけ

を擴大し現在の大倉山銅像となつたわけである藤公の銅像建設の経緯はこれで一段を告げたわけである、世人は大倉山上の偉大なる英姿を仰ぎ見て其の高風を追慕して居る間に星移り物變り舊銅像の事は自然と世人の腦裡を離れて來た、然るに此の間に於て獨りこの銅像に對して萬斛の感慨と盡き難き何物かの思ひの種となつて居たのは服部一三氏その人である服部氏は其の後潜かに此の銅像を神戸市外岩屋の自邸内に運び洋室北側の庭樹の間に安置して爾來黙々たる銅像に向ひ恰も生ける人に對するが如く自己の切なる心情を捧げつゝ幾多の星霜を送られたのであつた

然るに悲しむべきは、この服部一三翁の計首であつた、かねて病床にあらせられた翁は昭和四年一月廿四日朔風の誘ふまゝに遂に七十餘歳を一期として他界せられたのである、自分は同郷の後輩として常に其の知遇を蒙り翁が晩年の社會的餘業には其の參劃をも許されて居た所であつた、別事はともあれ翁の靈柩を葬送後次で起つた問題が即ち、この藤公舊銅像の善後措置であつた、かねて生前に於て翁の知友

たりし川西、田村、鹿島、内村、瀧川諸氏に對し銅像の處置とも委嘱せられて居た様であつた併しこの銅像が服部邸に安置されて居ることを翁が盟友たりし少數の人より外には知る人どては絶へてなかつたのである。

されど後事を託された諸友は謀議の結果先づ此の銅像は伊藤家に返還して東京なる藤公の墓邊に建設すべしとの議であつた、それで伊藤家と親戚關係ある瀧川氏を介して其の意を通ずると伊藤家に於ても服部氏の年來の厚情と又關係諸氏の厚意を感謝せられた所であつたが藤公の墓邊に之を建つことは公が生前の言動に鑑みても寧ろ喜ばれざる處であるべく他に適當なる方策はなきものかとの事であつた、鹿島、内村、瀧川諸氏は再び善後措置につき協議を重ねられたのであるが格別妙案とても浮ばなかつた様でありしが、此の時前記諸氏より圖らずも余の意見を徴せられたのであつた、そこで余も即座にこの銅像こそ將に公の郷閭松下の舊宅に建設すべきであると提言したのであるが諸氏も目前に何物かを發見せしものゝ如くこれ實に妙案なりとして立所に賛成を

表せられたのであつた、これ實に昭和四年のまだ肌寒き初春であつた、然るにこれと前後して諸所に此の銅像建設の議が起つたのであつた、東京に於ては明治神宮外苑に建設せんとして話は半分進んで居た様であつた又熊毛郡東荷村、誕生地にも其の話が持ち上つた更に馬關春帆樓は藤公が國事多端の際往復の途次留跡せられたる因縁の地であつて最もふさわしい所であるとの議も出て居た様で既に有志の運動も起つたと聞き及むた所であつた、併し自分はこれ等の話に耳を籍さず決意は微動だもせず如何なる荆棘を打ち拂ふても初一念に向つて慕進せんとするの意志が増々嵩まつて來たのであつた、これよりして諸事瀧川氏支援の下に先づ服部家の嗣子服部兵次郎氏の快き承諾を得たのみならず名井氏服部氏親戚在東京の支持もあつたので續いて伊藤家の同意を求めたところ、是又欣諾を得たので愈々郷里關係の運動を進めることにしたのである、そこで先づ先輩である大阪在住の杉道助氏に自分の意圖を述べて其の相談を持ちかけた所大いに賛意を表せられたのみならず郷土の爲めとあれば相共に手を携へて其の舉に當るを辭せず

とさへ鞭撻されたのである、この一言に非常な力を得た自分は郷里に於いて平素愛顧を蒙つて居る瀧口吉良、三輪録郎、杉相次郎、信國顯治、金子清一等の諸氏に銅像建設の計劃を書き送つて其の意見を求めた所、諸氏も滿腔の賛意を表せられたのであるが茲に唯一つ殘された問題は之に要する費用を如何にして苦面するかの問題であつた、又一面杉氏は秋中出身同窓者方面を慫慂して此の舉の成就をなさしめむと苦心せられたのであつた時將に昭和四年の人は既に花見にも倦けた晩春の頃であつた、其の後と雖も銅像の潜行的一種の爭奪は止まなかつた、これに對する各方面への交渉と了解とは相當面道であつた然し今となつて觀れば又一種愉快の感もある。兎角する中に自分の心中潜かに頭を擡げた心配と憂慮とがあつた、これを未だ松陰先生の銅像のなきに拘らず其の門生たる藤公の銅像をたどへ郷土の爲め後進のためとはいへ先手に而かも村塾近接地に建設することは果して如何なるものであるかの自問自答的懸念であつた、これには尠からず心を碎いたのであつた、昭和四年の十二月毎年の様に冬休みを利用

して展墓のため郷歸したのを幸ひに信國先生を訪問して親しくこの苦衷を訴へて指示を仰いだのである此の時先生も同様の感を持して居られたと見へて「余も考へざるではないが將にこの意見は識者に於ても考ふる所なるべし併しかく云ふ以上は輝元公以來歴世藩主の銅像を眞先きに建設せざるべからず其他郷閭先賢者の銅像皆然りといふ議論になつて來る松陰先生の銅像建設は別箇に考へて豫定通り斷然所信に進まるべし尙ほ又建設費用の問題もあるべきも目下萩地に於ても有志奔走の趣なるを以て他所に奪取せられざる以前に之を萩地に送り越すを上策とせざるや」との説を得て自分の懸念も杞憂に終り辭して其の歸路松陰神社へ參拜親しく自己の信念を默捧し余の命のあらむ限り必らず先生の銅像建設に邁進すべしと神かけて契つて歸つた次第である。明くれば昭和五年正月元旦、世間も年賀廻禮の慶事に引きかへて自分は少壯にして慈父を失ひ五年前に寡居二十有五年苦勞をかけた老母と死別し昨春又祖母に逝かれ異郷放浪の自分は平素親しく香花を捧げ得ざる東光寺畔の新舊墓碑に別れを告げ途次松陰神

社の社頭にぬかづき再び決意を捧げて倉皇神戸の客舎に歸へるや直ちに瀧川氏を須磨の邸に訪ね銅像運搬の手順を定め遂に正月下旬漸くこの銅像を無事に萩地へ向けて送り届けた様な次第なのである。此の間にあつて盟友時山富藏氏は書狀往復の都度萩地の状況を加筆報導せられて絶えず聲援を與へられたのである、杉道助氏の共力が建設の成就を致さしめたことを思へば涙を以て感謝せざるを得ないのである、殊に神戸地方に於ける寄附金募集は當然自分の責任なりとするも杉氏に大阪方面募集の心配をかけた事を思へば尙ほ更深謝せざるを得ない所である嗚呼顧みれば幾多の紆餘曲折はあつたが無滞工を竣へ芽出度除幕の式典を舉げられ護國の英靈巍然として永に鎮まりまし郷閭を照らし後人の敬慕と共に報國の精神涵養の上に蓋し裨益する所多大なるものあるべきを堅く信じて遙に松下の爲めに祝福せざるを得ざる次第である。

以上は唯余として干與したる銅像搬出までの経緯のみに過ぎないのであるが萩地に於てなされた計畫の内容は之を知る由なきも有志諸氏の心勞はさ

こそと推測される所である望むらくは誰人か其の経過實情を詳かにし以て本書と合せ存せらるゝに於いて始めて其の由來の完璧を期し得らるべく敢て希望止まざる次第である。

昭和五年十一月三日明治節

以上

昭和五年十月廿六日と云へば神戸港沖に於て曠古の大觀艦式が舉行せられて艦艙百七拾有餘隻、七拾餘万噸の軍艦が秋晴れの扇港を壓して居た日であつた觀艦式事務に干與して居た自分は供奉艦那智に御召を蒙つて橋頭高く錦旗翻へる御召艦霧島に扈從して全艦を陪觀するの榮を賜つた千載一遇の光榮にして一生涯記念すべき日であつた、此の光輝ある芽出度き日に於て郷里に於ては藤公銅像建設除幕式の舉があつたのである思へば何たる因縁であらうか。

秋晴れや仰く御旗に日のうらゝ

海原に君万歳や菊日和

十一月三日の明治節にこの由來書を認め終つた時に金子清一氏より左の來信があつた。

拜啓秋冷の候愈々御清祥奉賀候陳者伊藤公銅像も

ざる次第である

衛生

●昭和五年一月以降 傳染病患者數

病名	十一月中	十月迄	計
赤痢	1人	29人	30人
疑似赤痢	1人	1人	2人
腸チブス	2人	34人	36人
バラチフス	1人	30人	31人
疫痢	1人	34人	35人
デフテリヤ	1人	8人	9人
猩紅熱	1人	1人	2人
計	2人	147人	149人

●昭和五年一月以降死 亡者埋火葬別

至極結構に相出來去る廿六日除幕式舉行約二百名の來會者あり知事代理も列席の上公の幼事友達なる吉田稔磨先生の妹の養子に當る方の長男(七才)に除幕を願ひ諸事好都合に終り申候阪神より是非御臨席をぞ存居候へ共丁度觀艦式もあり其の意を得ざりしは至極遺憾に存候當日大阪の石炭商西阪勝太郎といふ方が新聞を見たから記念に列席さして呉れよと申出られ候何れ近日寫眞繪葉書等御送付可申上候一昨日井上侯未亡人一行九人御來萩博邦公の御令兄も居られ候銅像前にて記念の寫眞をとられ歸京の上公、男兩家へ詳細申傳へるなどの事に有之一同大に悦ばれ申候様の次第何卒御安神被下度候云々

一瞥の勞を致したに過ぎないのであるが自分としては事の成就した悦びに胸中に云ひ得ざる愉快が湧く尙ほ之れに先きだつ二日前時山氏よりは建像に關する二葉の謄寫物に添へて「銅像も無事に除幕式となり兄の苦心勞力も酬ひられたり、式辭の文中に兄の名前も聞き及びて痛快を覺たり云々」の私信を寄せらる余涕泣して郷閭の諸先輩に感謝せざるを得

十一月中		十月迄		計
火葬				
計	男女	計	男女	計
九	二	二〇	二	二二
一	四	九	九	一〇
二	三	四	一	四
九	三	九	二	一一
二	二	八	五	一六
二	二	七	一	一六
二	二	四	一	一六

●十一月中町立堀内病院の状況

十一月中入院患者及退院者其の他左の如し		入院患者		退院者		死亡者		月末在院患者	
腸チフス		二	八	七	一	一	一	一	一
バラチフス		一	五	一	一	一	一	一	一
計		二	一三	八	二	二	二	二	二

●襟巻や帽子は寒中も不必要

帽子は嚴寒には頭の冷むのを防ぐ爲に必要とされ

てゐるが、これも本當からいへば頭寒足熱の理に従つて必要ではないのである、西洋人は昔から禿頭の人が多いがこれは帽子をかぶる結果である冬でも帽子をかぶつてゐると、炭酸瓦斯や水蒸氣がたまつて頭痛などを起す、帽子不要論を稱へる人があつてはこれが爲である。寒くなるに従つて自然防寒の意味で襟巻をするしかし元來襟巻は老人や小兒、或は虚弱な人には必要かもしれないが、壯年者にはむしろ害である。襟巻で温めないでも頸部には顔と同様に皮膚の表面にたくさんの血管があつて、寒さの害を受けることは少いのであるそれを襟巻を用ひては自然と頸部の抵抗力も弱くなり、感冒にかゝりやすくなるのである。

人事

●毛利公爵令孫御誕生

十一月廿三日公爵令嗣元道殿長男御誕生御名を元敬と命ぜられし旨同二十九日御發表に依り萩町長より

公爵毛利家へ宛て左の通り祝電を發し置けり
和子様御誕生の由承り祝賀の至りに堪へず萩町民を代表し御祝ひ申上く御取次を乞ふ

●萩町人口及世帯數

萩月報第三十二號に登載せる十月一日第二回國勢調査に據る萩町の總人口數及び總世帯數は其の後精査の結果違算を發見したるに依り改めて相違を成せる調査區の人口及世帯數を左に掲ぐ

因に總人口數は參萬貳千四百八十八世帯數六千九百九拾九世帯にして一世帯に於ける人口四、五八八人強男は女に比して九百七拾貳人少なく即ち男百人に對し女百六人二分に相當す

區名	世帯數	男	女	計
平安古町第一區	一四〇	二五〇	三〇三	五五三
堀内第一區	九	二四	一三	四九
古魚店町北片	六	一八	九	二七
河町春若町區	七	一八	一三	三一
北古萩町第二區	七	一八	一三	三一
塩屋町、細工町區	四	九	六	一五

惠美須町區	四	二二	二六	四八
東田町第一區	六	一五	二二	三七
同 第二區	六	一五	二二	三七
上五間町區	五	一四	一八	三二
濱崎町第二區	六	一五	二二	三七
同 第四區	六	一五	二二	三七
◎萩町計	三、六三	七、六二	八、三三	一六、〇五
上野區	二	一四	一三	二七
椎原區	七	一八	一四	三二
香川津東區	七	一八	一四	三二
同 北區	七	一八	一四	三二
鶴江第一區	七	一八	一四	三二
後地區	四	一五	一三	二八
小畑浦第一區	六	一五	二二	三七
同 第二區	六	一五	二二	三七
越ヶ濱第二區	六	一五	二二	三七
同 第三區	六	一五	二二	三七
◎椿東區計	一、九五	四、三四	四、六〇	九、〇四
大屋區	八	二二	二八	五〇
◎椿町區計	五三	一、二五	一、三四	二、五九

◎山田區計

八四二、二、一四二、二、三〇四、三、四
六、九、九、一、五、五、六、一、六、五、六、三、一、〇、四

◎萩町の人口動態

婚姻 離婚 出生 死亡 死産
昭和五年十一月中四人 三人 二三人 五人 五人
一月以降累計 五三 〇、二、二、六、八、二 四〇

◎十一月中出生届出の者

(○印は本籍なき者)

區名	戸主の氏名	出生年月日
土原	次郎孫 藤田 秀雄	昭和五年十月廿日
金谷	正夫長男 白井 肇	九月五日
江向	友五郎三女 和田 弘子	十月廿六日
鶴江	清九郎二女 藤山壽美枝	十八日
金谷	秀輔孫 山縣 達郎	全
中ノ倉	惣吉孫 栗田トミ子	廿七日
唐樋町	信一四男 西山 惠三	廿一日

目代	卯之助孫	中原 安子	廿五日
平安古町	芳一二女 村木ユリエ	全	廿六日
奥玉江	幸夫二女 坪井シゲコ	全	廿六日
浦小畑	金槌孫 河村 博晃	全	廿八日
濱崎町	虎市四男 戸田 忠次	全	廿九日
平安古町	恒彌孫 高村 吉良	全	十一月二日
土原	峰槌孫 柴田エミコ	全	十月廿八日
熊谷町	政槌孫 若嶋 照行	全	廿五日
笠屋	スエ孫 伊藤美知江	全	廿四日
津守町	圓心孫 難波 慶信	全	十一月二日
藤ヶ瀬	義佐一姪 堀本 道枝	全	十月廿五日
春若町	木一三女 平野 惠代	全	廿八日
櫻江	敬二郎四女 福田 俱子	全	廿九日
鶴江	龜一二男 村木 秀雄	全	廿六日
目代	與平孫 溝部 道秋	全	十一月八日
北古萩町	宗一孫 岡村 和子	全	五日
堀内	久吉甥 角本 浩宜	全	九日
濱崎新町	鐵造五女 波多野明代	全	二日
越ヶ濱	初太郎三男 中屋 條一	全	三日

中ノ倉	德次郎孫 天谷 博	九月一日
浦小畑	太郎吉甥 上田 俊次	十一月一日
上五間町	德造姪 佐々木君子	十月廿九日
倉江	利三郎姪 山本 利子	十一月七日
沖原	三郎三女 荒池 稠子	六日
上野	喜市四男 湯淺 榮一	十一日
吉田町	松藏孫 三好 郁子	九日
東濱崎町	作造孫 堀 壯三	四日
河添	良一三女 三戸 和子	十月六日
江向	延一二男 波多野頼佑	十一月六日
北片河町	莊介四男 津田 敏男	十月卅一日
平安古町	慶二郎二男 井關貞雄	十一月九日
油屋町	治郎五男 古屋 豊	五日
木部	禎一二女 羽倉 瑩子	全
玉江浦	與一郎六男 木村 克己	十一月五日
越ヶ濱	千十孫 井町タエコ	十日
江向	喜市孫 岡崎美津惠	五日
濱崎新町	長次郎孫 引頭 富江	十三日
吉田町	戸主 杉 好二郎	八日
山田	熊一二男 山根 優	十五日

前小畑	厚熊二男 大田清次郎	十二月十二日
全	全 姪 大田キミ子	十七日
椎原	一雄長男 吉田 方昭	十二月十二日
椿町	嘉雄從妹 平田美知子	全
江向	末熊孫 波多野光男	十月廿九日
越ヶ濱	源一三女 中村サカエ	十一月十三日
濁淵	秀祐四男 原 四郎	全
津守町	嘉右衛門二男 末永隆三	全
堀内	勘次郎庶子女 淺屋昭子	十二月十六日
玉江浦	清藏三女 山根 友江	十二月十三日
濱崎町	龜藏孫 國光 輝夫	全
沖原	榮吉孫 池田 満子	十一月十八日
春若町	嘉一 ○阿部瑠璃子	十一月十五日
雜式町	毅長男 重友 尙	十一月十四日
江向	小二郎孫 小幡 節子	十一月十七日
全	延一二男 ○今池鐵太郎	十一月十五日
熊谷町	興吉長女 坂本 易子	十一月十八日
笠屋	傳藏孫 楊井 健弘	十一月十九日
無田ヶ原	兼吉孫 大久保博夫	十一月廿一日
玉江浦	太郎吉孫 福田 榮吉	十一月廿三日

椎原	彌七二女	森野	好子	全	十八日	椿	源太郎孫	田村美代子	全	十五日	
櫻江	重成三男	藤田	和男	全	十日	山田	與三左衛門孫	池永	清	全	十六日
平安古町	亡利雄從妹	江藤	ユ子	全	十三日	香川	津七郎長女	金子	幸子	全	十三日
椎原	俊二郎孫	阿武	和子	全	八日	土原	滋義長女○岩武ヤス子	全	全	全	十六日
御許町	萬藏七男	高津	靖	全	九日	濱崎新町	忠一長女	三宅	禮子	全	九日
青海	新之介孫	有田	榮一	全	十四日	御許町	秀吉六女	中山	艷子	全	十月廿九日
平安古町	貞善二男	原	健二	全	十日	小原	孝孫	岩崎	孝行	全	十一月二十日
鶴江	市五郎二男	田中	廣	全	八日	南古萩町	義夫長男	杉	義一	全	十月十九日
大谷	末吉孫	赤木	俊雄	全	八日	玉江浦	文次二男	中原	弘	全	卅一日
平安古町	正雄孫	中野	清	全	八日	越ヶ濱	貞吉姪	堀	明子	全	十月一日
東濱崎町	熊吉孫	後藤	喜久子	全	九日	上五間町	富十郎孫	堀	明子	全	十月廿八日
東田町	清庶子	山崎	重信	全	四日	堀内	正孫	井上	和子	全	十九日
浦小畑	ミツ孫	井町	貞子	全	一日	前小畑後地	三二二女	上田	時得	全	十一月三日
山田	久太郎孫	原	忍	全	十月十四日	熊谷町	良助孫	大田	幸子	全	九月廿七日
濁淵	槌藏孫	渡邊	新一郎	全	十一月十二日	東濱崎町	德藏孫	新屋	幸子	全	十月廿三日
椎原	三重長男	藤原	文一	全	九日	前小畑	五郎二男	大田	義次	全	十一月三日
山田	義季五男	黒原	忠祐	全	十三日	沖原	孫四郎二女	熊谷	恒子	全	十月三十日
川島	直長男	永岡	良一	全	九月廿五日	笠屋	勇藏九男	平川	久松	全	十一月二日
藤ヶ瀬	繁長男	櫻井	富男	全	十一月十二日	平安古町	吉次郎姪○鳥田	博子	全	全	十一月一日
土原	民次郎孫	櫻井	民次郎	全	十三日	濱崎町	重良孫○三好美津子	全	全	全	十月廿八日

◎十一月中死亡届出の者

(○印は本籍なき者)

鶴江	實平長男	正本	平治	全	十一月十日	越ヶ濱	秋藏長男	木材	益一	全	十一月一日
越ヶ濱	五郎吉二男	福田	悟	全	十二日	堀内	信一母	辰己タケヲ	全	八月十四日	
櫻江	小源吾孫	笹村	玲子	全	十月三十日	唐樋町	槌一長男	高橋	祥一	全	十一月一日
松本市	清槌孫	波多野	茂和	全	三十日	全	戸主	水神	五郎	全	十月二十九日
青海	喜代松孫	藤田	節子	全	十一月三日	山田	戸主	岩本	桃太郎	全	十月二十七日
藤ヶ瀬	幸助孫	岩崎	八重子	全	十四日	濱崎町	亡三十郎姉	有光	ツチ	全	十一月四日
目代戸	主	山根	健治	全	一日	大谷	繁藏父	赤木	千吉	全	五日
江向	武夫三男	松井	平三郎	全	九日	米屋町	仁藏庶子○尾崎	庄吉	全	全	十六日
◎十一月中死亡届出の者 (○印は本籍なき者)											
鶴江	槌門妻の祖母	小島	トヨ	昭	和五年十二月一日	上野	幸作母	阿武	ユク	全	九日
全	權吉三女	中村	初子	全	十月卅一日	熊谷町	岩槌四男	林	悌三	全	十月十六日
江向	久吉父	平田	千代藏	全	全	前小畑	五郎二男	大田	義次	全	十一月九日
吉田町	戸主	伊藤	一郎	全	全	目代	庄吉長男	三村	寅市	全	十日
山田	久太郎孫	原	民男	全	全	濱崎新町	太郎右衛門母	伊勢島	チヨ	全	十一日

南片河町	戸主	山本ヨシ全	九日	唐樋町	萬吉祖母	中原カメ全	十九日
平安古町	戸主	上野フネ全	十一日	沖原	戸主	田村湊全	二十二日
前小畑	雪三長男	山田和男全	十日	御許町	彦助長女	上田幸子全	二十一日
中ノ倉	清次郎長女	中家ヨシコ全	十二日	土原	滋義長女	岩武ヤス子全	十九日
椿町	經夫祖母	田村ウメ全	八日	玉江浦	戸主	村谷權吉全	二十三日
堀内	久吉甥	角本浩宜全	十四日	熊谷町	作五郎孫	有田良平全	二十二日
小原	芳子姉	伊藤シツ子全	十三日	江向	正俊二女	安武直子全	九月一日
川島	芳雄妻	兒玉富全	十四日	山田	吉藏養母	中川ツル全	十一月廿二日
川島	芳雄妻	兒玉富全	十四日	濱崎町	甚一從弟	中村茂一全	廿二日
中ノ倉	タケ私生子男	井町武雄全	十一日	無田ヶ原	乙三郎孫	河部幹子全	全
中ノ倉	源藏長男	三好吾一全	十四日	下五間町	市藏弟	辻屋竹雄全	十七日
御許町	長藏母	今田サツ全	十四日	玉江浦	捨松母	山下カメ全	廿五日
玉江浦	儀兵衛養子	藤崎鶴松全	九日	木間	龜松孫	中原憲次全	廿五日
前小畑	雪三二女	山田悦子全	十月三十一日	前小畑	長藏六男	金子剛夫全	廿六日
北古萩町	戸主	三輪源助全	十一月十七日	木間	伊之助妻	阿武イト全	廿五日
船津	戸主	白根喜一郎全	十四日	椎原	清吉孫	芝トミエ全	全
熊谷町	滋一甥	○矢田實全	十九日	濱崎新町	松次郎叔母	深井アサ全	廿六日
青海	精治長女	松田悦子全	二十日	上五間町	直輔母	榎谷キク全	二十四日
木間	甲左衛門孫	小坪幸子全	十四日	江向	彰祖母	中村シゲ全	二十八日
霧口	竹藏祖母	宗樂チヨ全	十八日	東濱崎町	坂治郎母	三好フサ全	全

◎十一月中出入寄留者數統計

雜式町	精治長女	松田悦子	全	二十日
出寄留	男	女	計	一月以降累計
退去	二〇人	二二人	四二人	八〇七人
計	二六	二四	五〇	一七八
入寄留	三三	二五	五八	九八五
復歸	一	一	二	八五三
計	三三	二五	五八	一、〇三四

◎十一月中入寄留者及復歸者

區名	世帯主と氏名	入寄留又は復歸年月日
土原	世帯主 谷本六市	昭和五年十月三十一日
全	妻 全	久子 全
全	長女 全	幸子 全
北古萩町	世帯主 相島範輔	全

全	妻	全	全
全	四男	全	全
全	二女	全	全
全	世帯主	▲松浦三吉	全
全	長女	▲美佐保	全
全	世帯主	石川六助	全
全	妻	全	全
全	長男	全	全
全	長女	全	全
全	世帯主	宮川好三郎	全
全	世帯主	猪野里親	全
全	妻	▲全	全
全	長女	▲全	全
全	長男	▲全	全
全	永富三熊三男	永富孝夫	全
全	川屋敷世帯主	宋云變	全
全	濱崎町世帯主	池田富吉	全
全	土原世帯主	永富二郎	全
全	妻	全	全

北古萩町	眞亮	庶子男	藤原	巍	昭和五年十月二十八
區名	戸主	氏名	出寄留又は退去年月日	○印は退去者	
全	妻	全	ツタエ	全	
濱崎町	世帯主	▲岡崎	寛治	全	二十日
全	内縁ノ妻	藤原	モヨ	全	
東濱崎町弘	世帯主	山本	コト	全	
法寺島嶺	世帯主	▲山本	梧一	全	廿五日
堀内	妻	▲全	幹子	全	
全	長男	全	繁三	全	
江向	世帯主	▲今地	延一	全	十四日
全	妻	▲全	タミコ	全	
全	弟	▲全	武雄	全	
全	妹	▲全	ヒデ	全	
全	弟	▲全	忠雄	全	
全	長女	▲全	幸子	全	
全	二女	▲全	昭子	全	
全					

◎十一月中出寄留者及退去者

○印は退去者

出寄留又は退去
年月日

北古萩町 眞亮 庶子男 藤原 巍
 區 名 戸主と氏 名 出寄留又は退去年月日
 昭和五年十月二十八日

金谷	秀輔婿養子	山縣	達而	同	三十日	鶴江	盛穗弟	高田	壽穗	同	十月卅日
同	孫	同	達郎	同		青海	武若孫	國司	靖子	同	九月廿九日
土原	主○藤井	章	同	廿八日	藤ヶ瀬	幸助孫	岩崎八重子	同	十一月十日		
鶴江	清九郎二女	藤山壽美枝	同	十一月一日	河添	吉兵衛長男	楊井	武男	同	十月廿八日	
無田ヶ原	忠亮父	國安	忠藏	同十月卅一日	同	婦	同	チヨコ	同		
同	繼母	同	チカ	同	同	孫	同	英子	同		
同	弟	同	健藏	同	濱崎新町	鐵造五女	波多野明代	同	十一月七日		
同	妹	同	房	同	船津	喜兵衛五男	西郷	博之	同	十日	
川島	主	俵田	俊子	同	北古萩町	宗一孫	岡村	和子	同		
東田町	主	吉田	茂作	同	香川津	佐吉長男	長岡	義雄	同	十一月廿六日	
同	妻	同	タケヲ	同	浦小畑	戶主	仲	曜三	同	九月一日	
同	長女	同	ヒサ子	同	同	妻	同	ヒサ	同		
東濱崎町	德藏孫	新屋	幸子	同	同	長女	同	重子	同		
江向	幸彦二男	久志	義勝	同	同	長男	同	恒夫	同		
同	三女	同	春子	同	同	二男	同	照夫	同		
土原	房助長男	平田	隆亮	同	香川津	千吉二男	村木	勘次	同	十一月十四日	
同	婦	同	繁子	同	浦小畑	戶主	齋藤ヨシ子	同	十一月十四日		
同	孫	同	雅亮	同	同	妹	同	トミエ	同		
同	同	同	稔	同	越ヶ濱	政市姉	阿部	アキ	同	十一月四日	
唐樋町	亡國藏孫	田村	幸雄	同	香川津	房次郎長男	○尾添	光吉	同	十四日	

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和五年十一月中

罪名	萩町に現住する者	萩町に現住せざる者	計	一月以降の累計	前年一月以降の累計
竊盜	1	1	2	10	11
詐欺	1	1	2	9	10
賭博	1	1	2	23	27
横領	1	1	2	9	10

機船底曳網漁業取締規則違反	2	1	3	7	4
狩獵法違反	1	1	2	1	1
飲食物防腐劑取締規則違反	1	1	2	1	1
住居侵入竊盜	1	1	2	3	3
傷	1	1	2	3	3
地方競馬規則違反	1	1	2	1	1
失	1	1	2	1	1
阿片煙販賣	1	1	2	1	1
銃砲火藥取締規則違反	1	1	2	1	1
賣藥法違反	1	1	2	1	1
陸軍々人服役令施行規則違反	1	1	2	1	1
暴力行為等處罰違反	1	1	2	1	1
自動車取締令違反	1	1	2	4	2
議員選舉法違反	1	1	2	1	1
印紙稅法違反	1	1	2	1	1
森林法違反	1	1	2	1	1
業務上過失致死	1	1	2	1	1

嬰兒殺	1	1	2	1	1
結核豫防法違反	1	1	2	1	1
贓物牙保	1	1	2	1	1
山口縣警察犯處罰令違反	3	1	4	5	1
接摩術營業取締規則違反	1	1	2	1	1
牛乳營業取締規則違反	1	1	2	1	1
郵便法違反	1	1	2	1	1
過失往來妨害	1	1	2	1	1
計	8	6	14	25	15

雜事

●人道の三方面（其の二）

緒言

無蓋生

人間が此の世に生活するには、必ず何等か將來に希

望を有し、それに向つて努力精進するのが當然であるが、中には何の希望もなく、唯其の日々々々安樂に生きてさへ居れば良いと云ふやうな無意義なものもある。斯かるものは非人乞食又は之に類するもので希望がないから従つて進むこともない譯である。進まなければ道とは云へない。斯かる人は人道を通じて居ない人である故に斯かる人は本題の外である。人道と云へば普通善道のみの様に思はれるが、茲では善惡に拘はらず、希望を以て進む道中を悉く人道として論ずるのである。而して人道をそれその目標及び之に通ずる道中に依つて別けると、慾望方面と、修養方面と、信仰方面との三つになる。

第一、慾望方面

普通個人の慾望は、智恵を進め、金を溜め、位置を高くする等に依つて、他人より優越な境界に住し、其の結果、消極的のものは、此の境界を利用して、左程働かずとも安樂に世を渡りたいと希望し、又積極的のものは、此の境界を利用して、國家社會の爲、一働きして見たいと希望する様である。處が智恵を進める爲學問をなし、金を溜める爲、各種の劃策

を施し、節約貯蓄をなし、位置を高める爲諸種の幹旋盡力をなす等のことが、其の儘他人に比して絶對的優越な人格を構成し得るものと直覺するのは甚だ幼稚な考へと云はざるを得ないのである。何となれば此等は全く自己本位のやり方であつて、人格的精神的の眞價が添はぬから、自分だけ優越觀を持つて居ても、理として他人から認められ、尊敬される譯にはゆかぬ、従つて國家社會のお役に立つ様なことは少ない、其處で自己一人で不平不満を起し、世の澆季を歎き世人を呪ひ、遂に不穩な思想を抱くものさへ出来るのである。

私は以上の事實を山へ登ることに例へて詳しく説いて見たいと思ふ。山へ登るのは自然の力に反抗するので一步一步相當の努力を要する、其の努力を進めて各種の艱難に打勝ち、漸次高くなるに従ひ過去を顧みて視界の廣きを悦び他人を瞰視する誇りを感じるが、登れば登る程、坂路は急になり、道は細くなり、岐路も多くなり、危険率も多くなり、最後には所謂胸つき八丁と云ふ難所もあり、千辛萬苦して其の絶頂を極めた快感は即ち所期の目的を達した得意

満面の姿である。併して人間の淺慕な點も皆此處に在つて自己本位丈に一寸先きが見ぬから。俺は餘程偉いものになつたと自負高慢して、衣食住も身分相應杯理屈を付けて之を華美にし、享樂的遊蕩三昧に其の日を送つて他人の迷惑を意とせず、自己本意の豪奢を盡しつゝ、誇り顔に從來の進路を繼續して居るうちに或は自ら不時の病氣に罹り、關係ある他人の死亡又は失敗等より不慮の事情に遭遇し、子女の病氣放蕩死亡等家庭内に心配事が起り、不景氣の爲に事業の失敗を生ずる等、嘗て豫期せぬ事件の續發に依つて神經を悩ます事が出来る。此の際他人に援助を頼んでも、元來が自己本意であつて、從來他人に對して相當恩を施しては居ても、それは高い心の義侠心で施した恩恵であつたから、左程深く難有味を感じられないので、自己の豫期する程に他人の同情も集まらず、それでも從來の慾望は改まらず何糞と思ふて勇を奮つて依然從來の方向に直進するうちに、何時の間にか絶頂をこけて向ふ側の降坂にさしかゝり心配事と借金ばかり殖れて來て自己では登る積りであつたのが、豈圖らんや突然と降つてスツテ

ンコロリンと落ちて仕舞ふのが普通である。昔時から「親爺辛抱子樂して孫こじく」とか「賣家と唐様で書く三代目」と云ふのがそれである。明治十五年であつたか 陛下が東北御巡幸の時、行在所になつた五十何軒かの家は、悉く地方の名望ある豪家であつたが、引續き其の土地で舊位置を保つて居るものは二、三軒しかないと聞いたのは既に十五、六年前のことであつたから、現在ではどうなつたかわからん。昔時の公卿や大名の末が已に父祖の位置を失ひ没落して居るのも少くないやうである。此等は皆本人又は其の次の代のものに徳がなくて自己本意に慾望の山頂を固守して來た結果うつかりして墜落したのである。自己の一代は意の如く絶頂に安住し得ても、子孫に美田のみを貽し美徳を貽さなかつたものは、子や孫の代まで持ち續ける程徳の分量がなく、子や孫は山頂に生れ山頂に鼻高かゝと育つた爲徳の足らんことには氣が付かず、困苦の末漸く氣付いて始めて自給自足の必要を痛感するのは良いが一方では、是迄の育ちが世間知らずの高枕で兎角經驗もなく力及ばず、恰も山頂では土地瘠せて水氣少なく

風雨激しく當つて收穫の絶無なると同しく、四苦八苦の裡に醜き一生を送り遂に人格的に餓死するの外ないことになる。(以下次號)

●二五九一年來る！ (昭和六年)

本願寺特選布教使 守重 哲雄

本日は青年團令旨奉戴十周年記念日、而して第一回の青年記念日に當り、特に我所思を發表し若人に告ぐ
一九三一年は一九三一年!! 一九三〇年を送りて一九三一年を迎へんとする!! かうした叫びは新聞に雜誌に活動に廣告に將た又た指導階級の用語にも盛んに流行しつゝあり、二五九〇年を送りて二五九一年を迎へんとするてふ聲は余り耳にせぬ、如何に國際的世界愛を主張する現代とは云へ、我帝國の由緒深遠なる紀元までも捨て、西曆を專用する必要が何處に在る? 現代青年の弊として徒らに新しがらムヤミに舊を厭ひ又た外を尊び内を卑んする傾向がある、實に謬れることだ、幸ひに近來舶來陶酔より國產愛

用への覺醒となり、模倣より創造への轉回となる、眞に喜ばしい趨勢と云はねばならぬ、固より今日は自國のみを眼界として居らるゝ時代ではない、何時も視線を世界に張りて進出せねばならぬ、即ち小さな差別觀に拘泥せず、大きな平等觀に立脚しなくてはならぬがその自由を經視するやうな思想に走りてはならぬ、人間に各々の個性がある如く、國家にもそれ／＼の國體がある

二五九一年來る!!斯の年數は一九三一年に比して長久さが決して誇りと云ふのではない、此の年數の長久さには萬邦無比の國體が胎まれて在る、即ち列聖の洪徳と臣民の忠誠が相融合し、所謂君臣一致の美點が象徴づけられてある、かうした絶待性の紀元を忘れて輕佻にも西曆を專用せんとすること實に我國を思はざるの愚さよ、余は強ち西曆を排斥せよと云ふのではない、勿論併用すべしだが、由緒深遠なる二五九一年を古臭いやうな考へに陥りてはならぬを誠めたい、敢て告ぐ

◎昨年の今月今日

- 十一月三日 明治節拜賀式を町内各學校に於て舉行
堀内公會堂落成式舉行
四日 本日より十日迄町衙に於て町村稅事務
監査執行昭和四年度陪審員候補者抽籤執行
十二日 製絲事業に關する協議會開催
十七日 本日より三日間町公會堂に於て日本漁
網會社主催編網講習會開催
廿二日 林町長は木間全區の視察を行ひ同夜區
民と共に町勢進展に關し講話を爲す。
廿四日 林町長は町會議員四名と共に山口市に
於ける江木鐵道大臣歡迎會に出席
廿六日 製絲事業に關する協議會開催
山口高等商業學校内に於て縣下町村長大會
開催に付金子助役出席
廿七日 春日神社に於て入營兵宣誓式舉行
廿八日 越ヶ濱上水道の流水區域測量本日を以
て終了
廿九日 成人教育講座に關する協議會開催

●十一月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

- 三日 町内各學校に於て明治節拜賀式舉行
午前十時より廳舎樓上に於て吏員一同拜賀
式舉行後祝賀の粗宴を開く
四日 山口市公會堂に於て縣下町村長會評議員
會開催に付金子助役出席
鶴江神社例祭に付三村書記代參
午後六時より多越神社に於て多越壯光會教
育勅語渙發四十周年記念式舉行
町公會堂に於て木暮、大口、西村各代議士
の政談演說會開催
五日 町公會堂に於て編網講習會開催
七日 長添山官祭招魂社例祭に付秋田書記代參
長門線鐵道全通式に關し課長會議開催
九日 町公會堂に於て關門日日新聞社主催阿武
郡青年團雄辯者豫選會開催林町長列席
十日 鐵道全通式に關し自動車營業者との協議
會開催

- 十一日 萩製簾株式會社工場起工式を椿東香川津
建設地に於て舉行林町長列席
十三日 鐵道全通式に關し廳員の事務打合會開催
大津郡各町村及阿武郡西北部町村に對し御
下賜品の分配式舉行
十四日 萩稅務署に於て秋季稅務主任者協議會開
催村田書記出席
十五日 金谷神社例祭に付林町長參向
十八日 明倫館水練池の浚渫を爲す
二十日 大井村に於て本郡町村長集會開催林町長
出席
二十一日 松陰神社例祭に付林町長參向
越ヶ濱嚴島神社遷宮式執行金子助役參向
長門線全通萩町協賛會主催防長史料展覽會
に關し萩町古物商同業組合役員との協議會
開催
二十二日 鐵道全通式に關し關係區長との協議會開
催
松陰神社新嘗祭執行に付金子助役參向
二十四日 志都岐山神社新嘗祭執行に付金子助役參

向

二十五日 春日神社新嘗祭執行に付金子助役参向
鐵道全通式に關し係員の協議會開催
二十六日 椿八幡宮新嘗祭執行に付金子助役参向
鐵道全通式に關し關係者の協議會開催
二十七日 鐵道全通式に關し道路其の他の設備實查
の爲林町長金子助役中村技手と共に關係區
内を巡視
三十日 住吉神社新嘗祭執行に付金子助役参向

●讀者の聲

愛 町 生

萩月報は區長役場の手を経て區内に回覽されますさ
うであるが何處へ停頓するものか一向に回はずて來
ませぬ少しは隣人のことをも考へ早速に次番へ届け
て下さい

産業欄追加

●十一月中萩港輸出入貿易

輸 出 の 部			
品 名	價 格	噸 量	仕 向 地
罐詰(魚類)	二二円	一	關 東 州
全 (其他)	二〇〇	一	全
其他の食料品	四七〇	二	全
計	六九〇	四	全
累 計	三〇、六二〇	一、三五五	
輸入之部無し			
昭和五年一月以降累計			
輸 入 別 噸 量			
輸 出	入	出	入
一、三五五噸	五五	三〇、六二〇圓	二、四五七
計	一、四一〇	計	三三、〇七七

結 核 灸 の 價 値 (前號の續き)

灸術が肺病に良く効くものだ!!と云ふ事は今更言ふ迄もない事で最近にも京大出身の青地時枝九大出身
の原等の諸先生が灸によつて研究が出来博士に昇格された事からしても灸がどれだけ治療の上に効を奏
すものであるかが窺はれるのであります

科學の進歩と共に發明されて來た種々の器械や藥を試して見てもなかなか癒りさうにないので遂に愛想
をつかして最後に灸治家の門を訪ねる人が多いのであります。かくの如き患者に灸点して著しい効果を
舉げてゐる實例は尠くありません中には肺病専門の灸治家なども現れ相當に多忙を極めてゐるのを見て
もいかに斯術を信頼して來る人の多いかを知り得ましょう併し餘りに信頼し過ぎて灸術を濫用する人さ
へ偶々有る様です一体初期の患者で熱のあるものは灸点はいけないのであります。灸点は身体の血管を
激動させるのですのに安靜を絶對必要とする初期有熱患者に用ひて善い筈はないでは有りませんか而も
灸術専門家にして猶且つ平氣で第一期の有熱患者に灸点して居る方のある事實を目撃しては私はむしろ
呆れざるを得ません。

そこで活用と濫用とは其の間に明かな境界が認められるのであります。(以下次號)

萩町東田町吉田町通り

木村鍼灸科 院主

萩町勸業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感ぜらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

一、發行 毎月一回十五日發行
二、購讀料 一ヶ月 金 拾 八 錢(郵稅共)
六ヶ月分 金 壹 圓(同上)
一ヶ年分 金 壹圓八拾錢(同上)

編輯兼發行者 萩町長

林 勇 輔

印刷者

荒 瀬 德 治

印刷所

信清舎印刷所

發行所

山口縣萩町役場

取次所

藤川書店

萩月報 昭和五年十二月十三日印刷納本
昭和五年十二月十五日發行

(昭和五年五月六日)
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第三十三號